

# 交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画

令和3年3月

交野市



# はじめに

近年、国におきましては、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の促進に向けた取り組みが一層進められています。障がいのある人の差別を解消する法律の制定もその一つです。

これまで本市では、「交野市第3次障がい者（児）福祉長期計画」をもとに、障がい者施策の総合的な推進を図りながら、『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例』の制定や地域生活支援拠点等の機能の充実等にも取り組んで参りました。

本市の現状を踏まえ、障がい者施策のさらなる充実に向け策定いたしました本計画では、「自立した地域生活」「社会参加」「共生社会」を大きく3つの目標に掲げ、「基幹相談支援センター」の整備や、成年後見制度の利用促進、言語としての手話の理解促進・普及等の取り組みを新たに加え、「障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、互いに助け合い支え合えるまち 交野」を目指して参ります。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップ、ヒアリング調査等にご協力をいただきました、市民・関係団体の皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進に向け、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月



交野市長 黒田 実



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 本市の現状と課題	4
1 統計データからみる現状	4
2 アンケート調査等からみる現状	12
3 第3次計画における主な取り組み	34
4 各種調査結果からみる現状と課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本的視点	42
3 基本目標と分野別施策	43
第4章 障がい者施策の展開	44
基本目標1 自立した地域生活の支援	44
基本目標2 社会参加の促進	48
基本目標3 共生社会の実現	52
第5章 計画の推進体制	56
1 連携・協力体制の確保	56
2 地域福祉に関わる関係団体等との連携	56
3 サービス提供体制の整備	56
4 計画の評価・管理	56
資料編	57
1 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例	57
2 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員名簿	59
3 計画策定経過	60
4 用語解説	61



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成18年に国連総会で「障害者権利条約」が採択されて以降、国では批准に向けて国内法の整備が進められてきました。平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行、平成25年の「障害者差別解消法」の成立と「障害者雇用促進法」の改正（ともに平成28年に施行）を経て、平成26年1月に同条約が批准されました。

平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正（平成30年施行）され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制の計画的な確保に向けて、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、同年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がいのある人等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

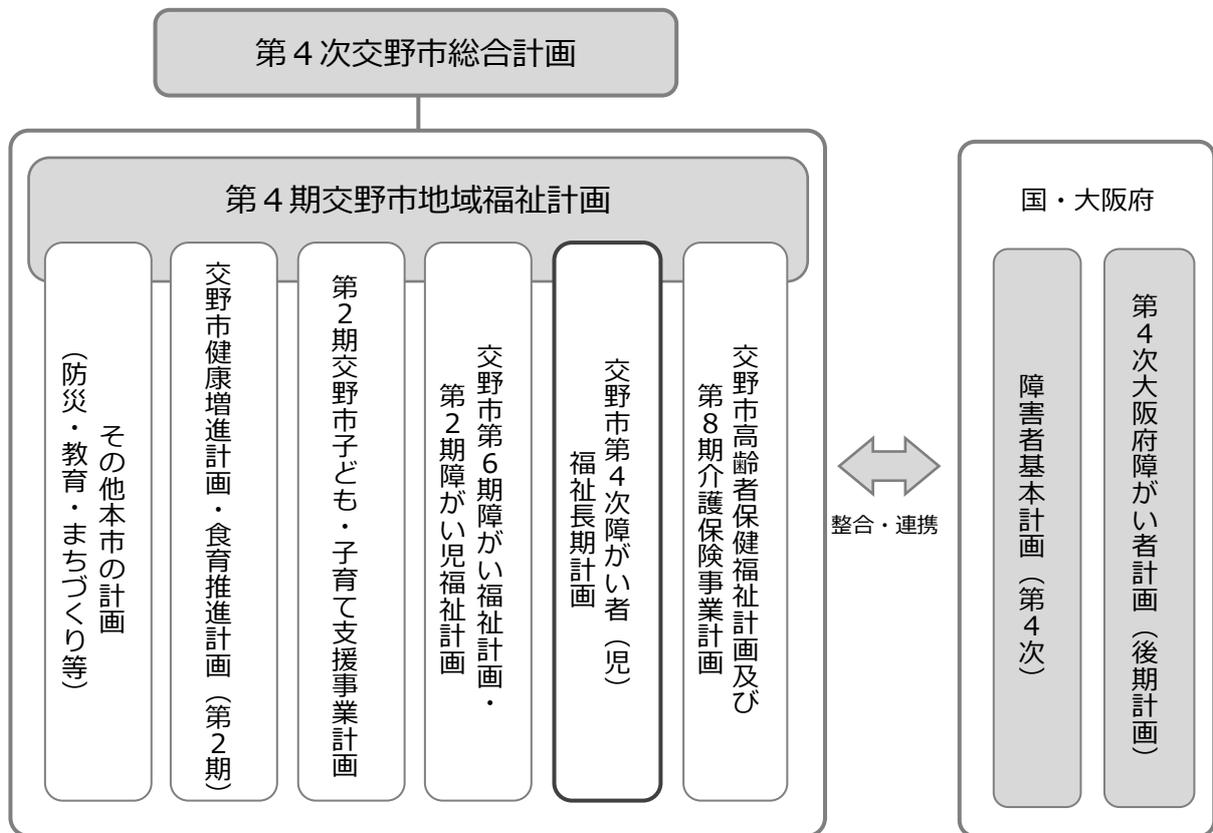
平成30年には国において「障害者基本計画（第4次）」が策定されるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「ユニバーサル社会実現推進法」が施行されるなど、障がいのある人の自立と社会参加の促進に向けた取り組みが一層進められているところです。

交野市では、平成8年に「交野市第1次障害者福祉長期計画」を策定して以降、平成17年に「交野市第2次障害者（児）福祉長期計画」、平成27年に「交野市第3次障がい者（児）福祉長期計画」（以下、「第3次計画」とする。）を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、令和2年度をもって第3次計画の計画期間が終了することから、障がい者施策をめぐる社会動向や本市の現状、計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行い、新たに「交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者施策の基本的な理念や方向性を定めた計画です。
- 本計画は、本市の最上位計画である「交野市総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「交野市地域福祉計画」、その他関連計画及び国・大阪府の計画等との整合・連携を図りながら推進していきます。



### 3 計画の期間

○本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者（児） 福祉長期計画	第3次						第4次（本計画）					
	第4期			第5期			第6期			第7期		
障がい 福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
				第1期			第2期			第3期		
障がい児 福祉計画				第1期			第2期			第3期		

### 4 計画の策定体制

#### （1）各種調査の実施

障がいのある人・市内事業所を対象としたアンケート調査、市内の障がい者（児）団体等を対象としたヒアリング調査、市民を対象としたワークショップを実施し、障がいのある人の現状や課題等の把握を行いました。

#### （2）交野市障がい者（児）生活支援推進審議会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者（児）団体の代表者、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の代表者及びサービス提供事業者、市民の代表としての公募委員から構成される「交野市障がい者（児）生活支援推進審議会」を開催し、計画についての審議を行いました。

#### （3）パブリックコメント及び市民説明会の実施

本計画の策定にあたっては、計画内容に関して広く市民から意見を募ることを目的とし、パブリックコメント及び市民説明会を実施しました。

## 第2章 本市の現状と課題

### 1 統計データからみる現状

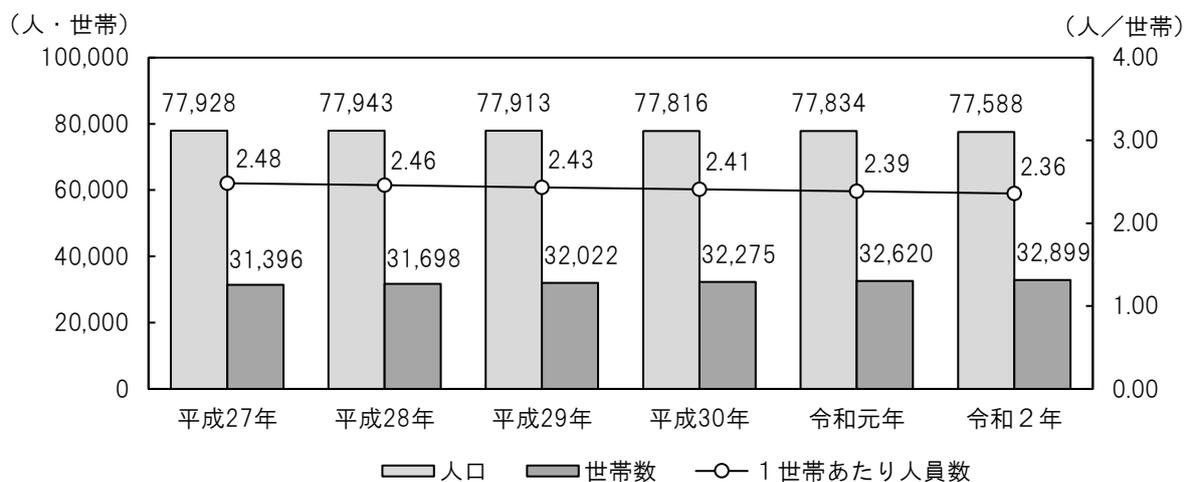
○総人口は減少している一方で、特に比較的軽度の療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しており、支援体制の整備が必要です。

○特別支援学級在籍者数が増加していることから、学校と連携した支援体制の整備や一人ひとりの状況に応じた教育・支援の充実が課題です。

#### (1) 人口・世帯の状況

本市の総人口は減少傾向となっており、令和2年で77,588人と平成27年に比べて340人減少しています。一方で世帯数は増加しており、令和2年で32,899世帯と平成27年に比べて1,503世帯増加しています。

##### ■ 総人口・世帯数の推移



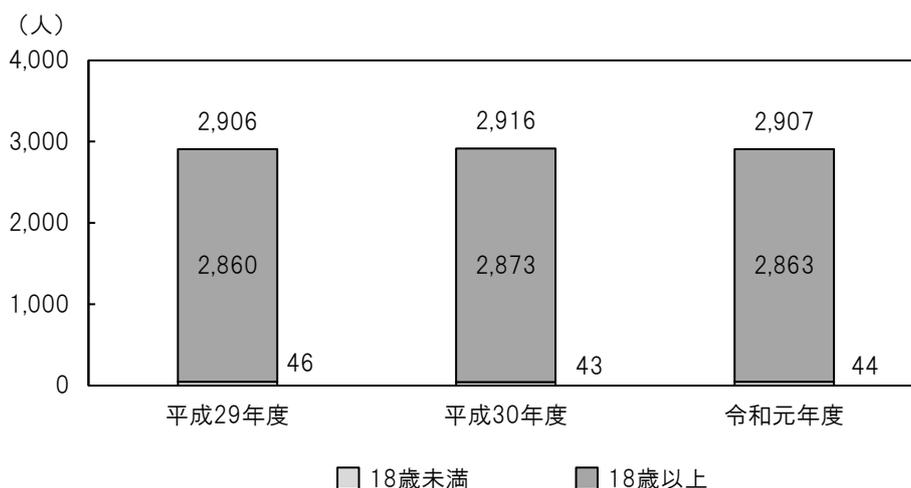
資料：交野市住民基本台帳人口（各年3月末）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数については、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は2,907人となっています。

年齢別では、ほぼ横ばいで推移しており、大きな差はみられません。

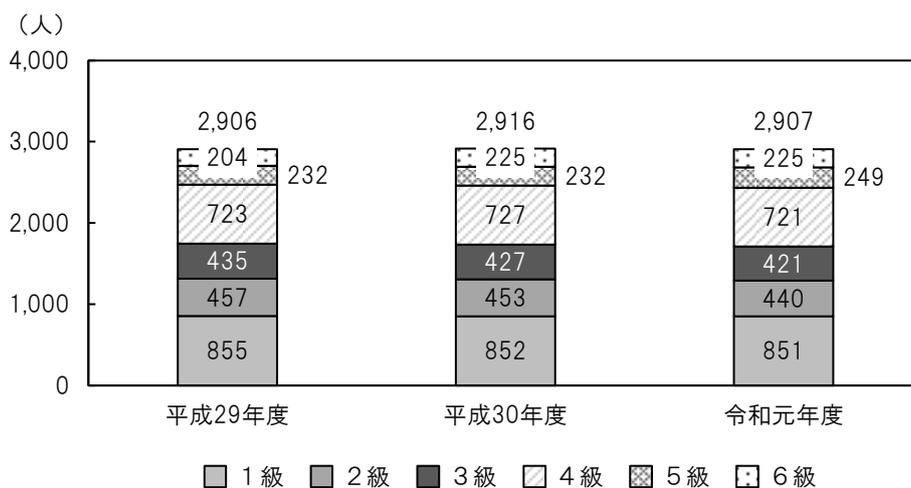
■身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：障がい福祉課（各年度3月末）

等級別では、平成29年度に比べて1級から3級は減少、5級と6級は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：障がい福祉課（各年度3月末）

障がい部位別では、視覚、肢体不自由は減少していますが、音声・言語・そしゃく、内部は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移

単位：人

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
聴覚・平衡	205	210	204
視覚	179	178	168
音声・言語・そしゃく	42	45	46
肢体不自由	1,710	1,706	1,699
内部	770	777	790
合計	2,906	2,916	2,907

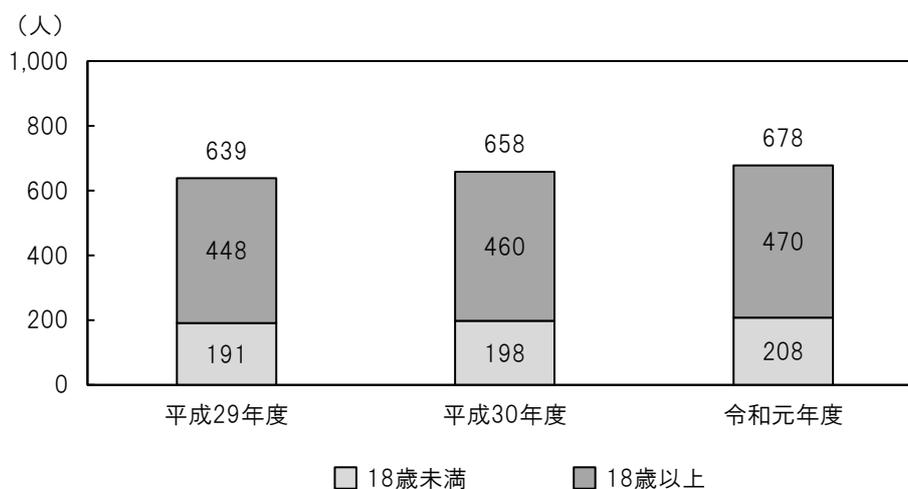
資料：障がい福祉課（各年度 3 月末）

### （3）療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数については、増加しており、令和元年度では 678 人と平成 29 年度に比べて 39 人増加しています。

年齢別では、令和元年度で 18 歳未満は 208 人、18 歳以上は 470 人となっており、平成 29 年度に比べて 18 歳未満では 17 人、18 歳以上では 22 人増加しています。

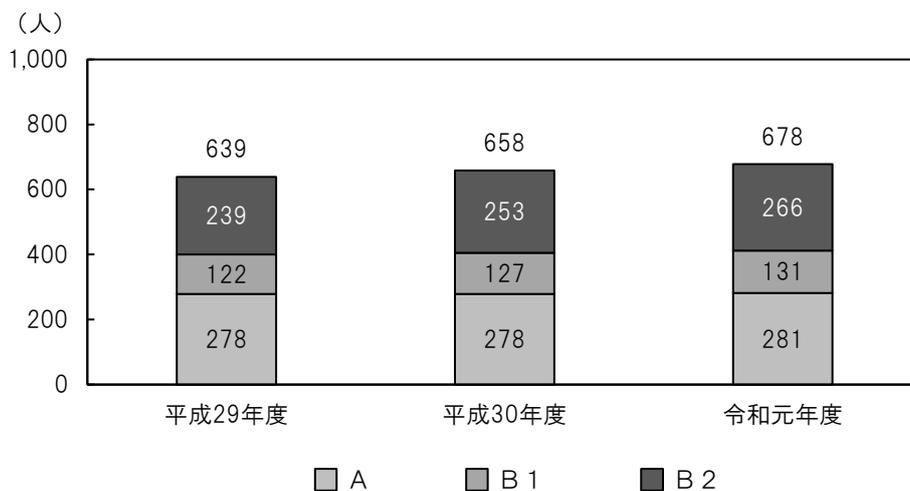
■療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：障がい福祉課（各年度 3 月末）

等級別では、すべての等級で増加しており、令和元年度でB 2は266人と平成29年度に比べて27人増加しています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移



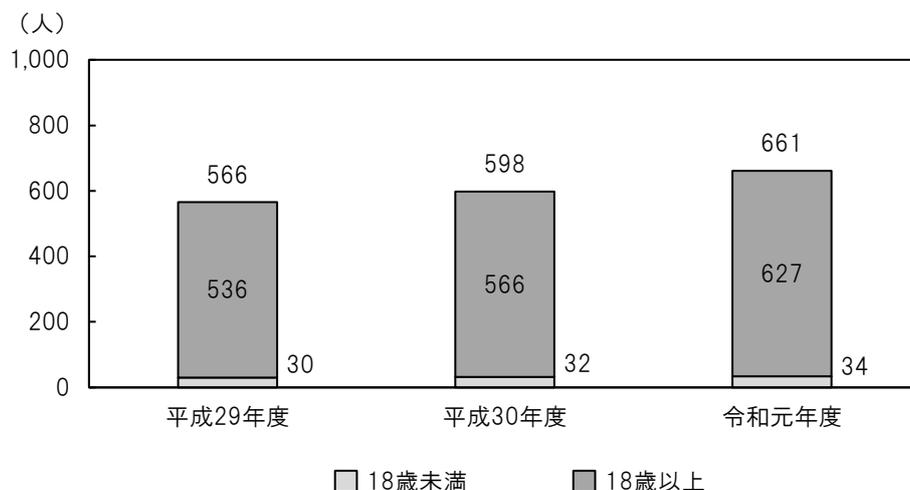
資料：障がい福祉課（各年度3月末）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、増加しており、令和元年度で661人と平成29年度に比べて95人増加しています。

年齢別では、令和元年度で18歳未満は34人、18歳以上は627人となっており、平成29年度に比べて18歳未満では4人、18歳以上では91人増加しています。

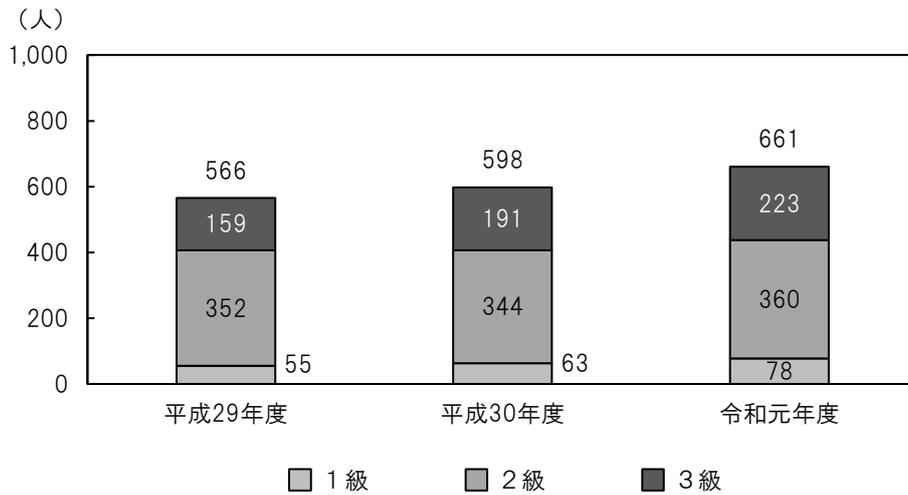
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：障がい福祉課（各年度3月末）

等級別では、すべての等級で増加しており、令和元年度で3級は223人と平成29年度に比べて64人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

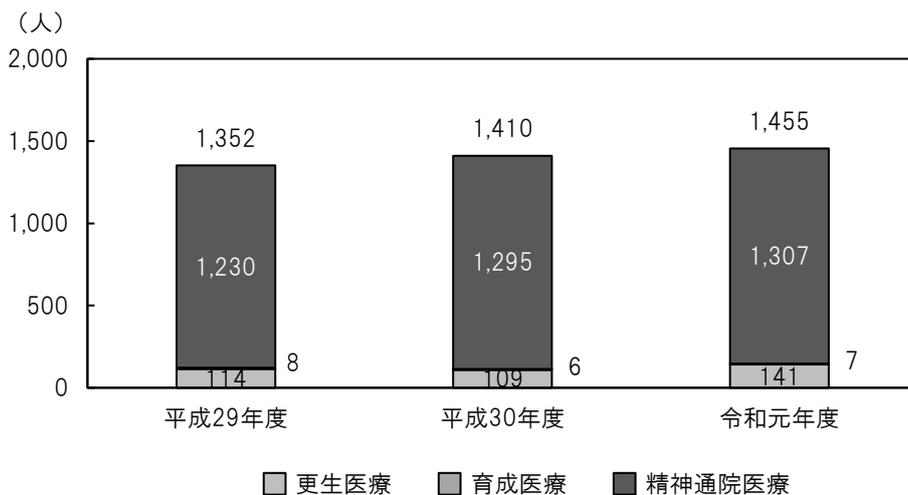


資料：障がい福祉課（各年度3月末）

（5）自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数については、増加しており、令和元年度で1,455人と平成29年度に比べて103人増加しています。

■自立支援医療受給者数の推移

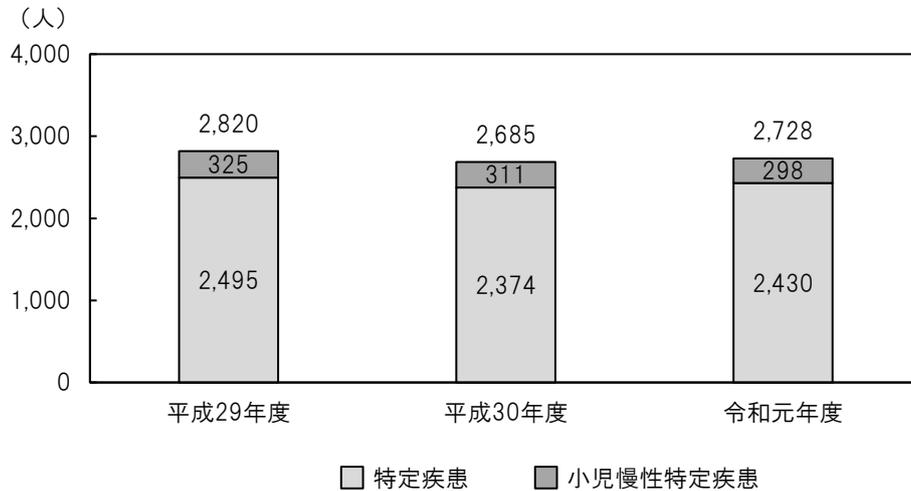


資料：障がい福祉課（各年度3月末）

## (6) 難病等の状況

指定難病患者数については、増減しながら推移しています。

### ■ 指定難病患者数の推移

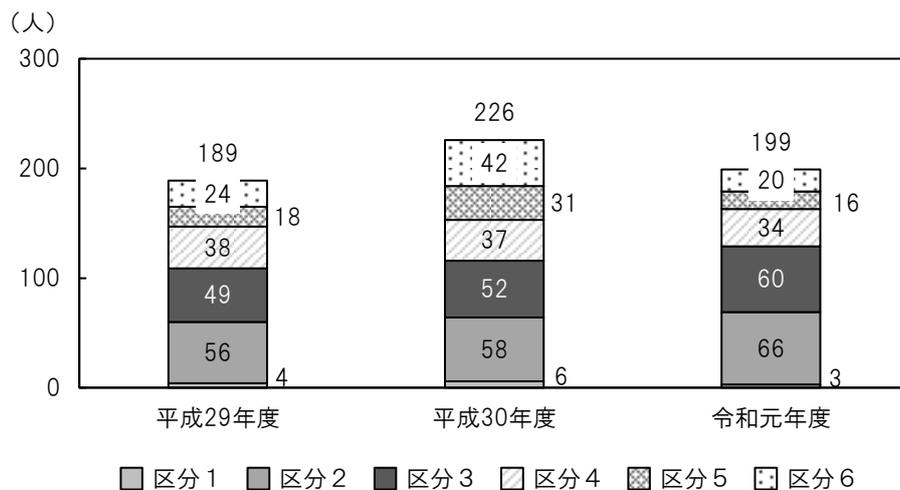


資料：障がい福祉課（各年度3月末）

## (7) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数については、全体では増減しながら推移していますが、区分2、区分3は増加しています。

### ■ 障害支援区分認定者数の推移

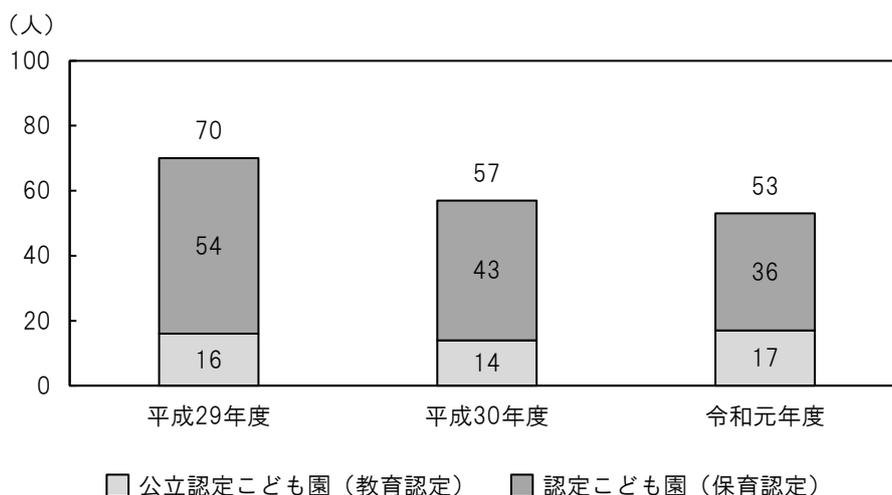


資料：障がい福祉課（各年度3月末）

## (8) 支援が必要な子どもの状況

就学前施設の障がい児在籍者数については、減少しており、令和元年度で 53 人と平成 29 年度に比べて 17 人減少しています。公立認定こども園（教育認定）では、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度で 17 人となっています。認定こども園（保育認定）では、令和元年度で 36 人と平成 29 年度に比べて 18 人減少しています。

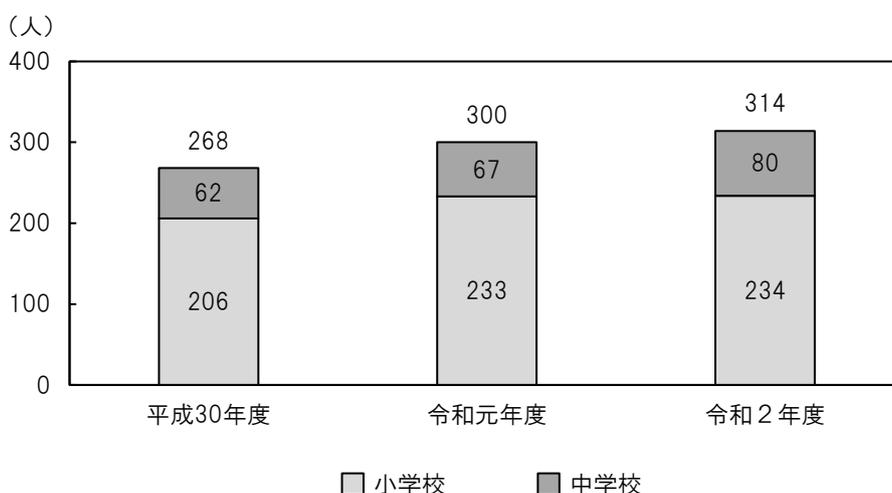
### ■障がい児在籍者数の推移



資料：こども園課（各年度3月末）

特別支援学級在籍者数については、増加しており、令和2年度では 314 人となっています。平成 30 年度に比べると、全体で 46 人、小学校で 28 人、中学校で 18 人増加しています。

### ■特別支援学級在籍者数の推移



資料：教育委員会（各年度5月1日）

本市在住の特別支援学校在籍者数について、全体では増加傾向となっており、内訳については下表の通りとなっています。

■特別支援学校在籍者数（交野市在住）

単位：人

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
府立交野 支援学校	小学部	4	6	5
	中学部	1	1	2
	高等部	3	3	1
府立枚方 支援学校	小学部	16	22	21
	中学部	14	17	14
	高等部	15	13	9
府立むらの 高等支援学校	高等部	9	8	10
府立枚方なぎさ 高等支援学校	高等部	2	2	2
府立交野支援学 校四條畷校※	高等部	—	—	5
合計		64	72	69

※令和 2 年度から学区変更  
資料：障がい福祉課（各年度 5 月 1 日）

## 2 アンケート調査等からみる現状

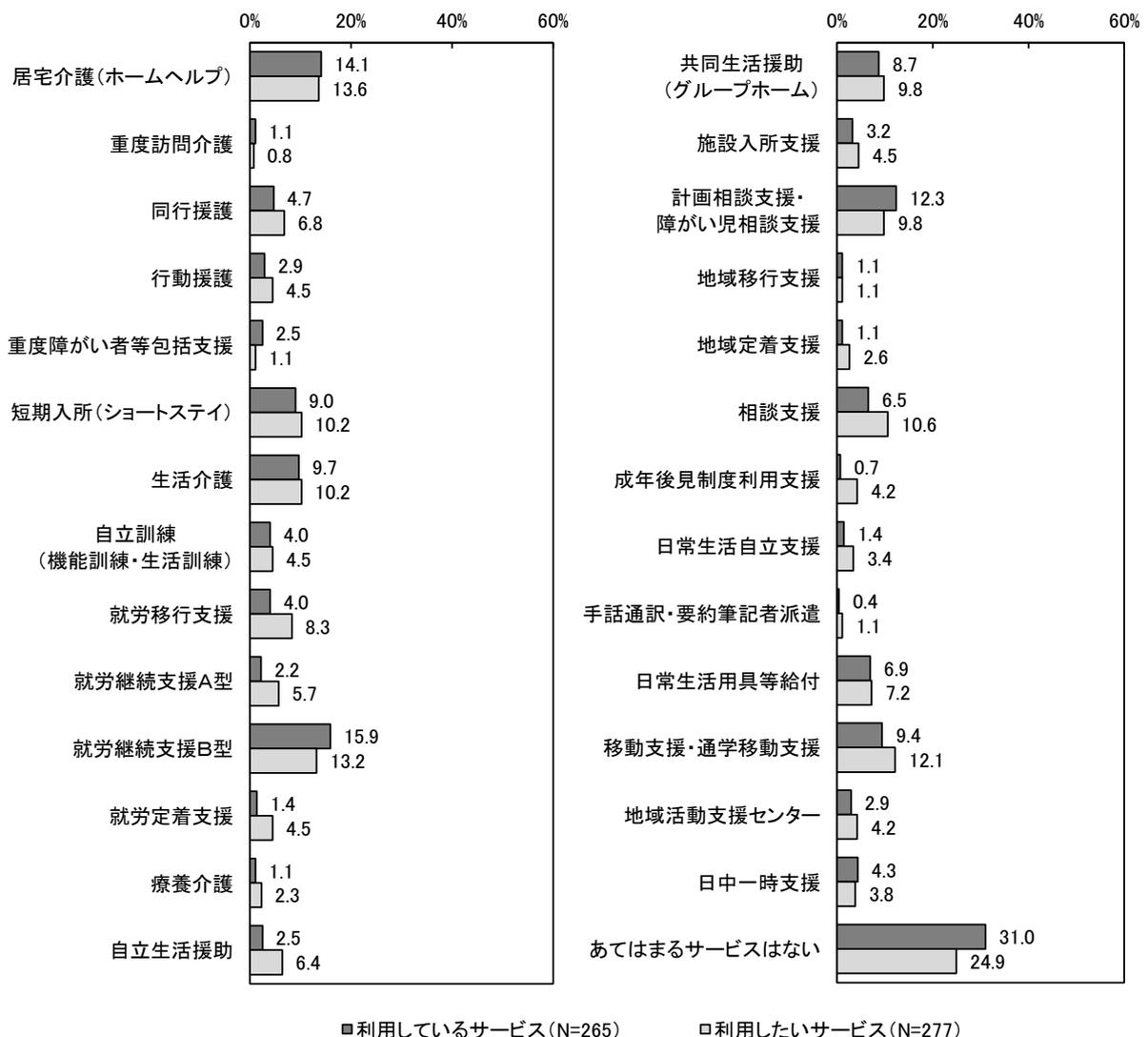
### (1) 障がい福祉サービスについて

○移動支援や就労系サービス、相談支援、短期入所等は現在の利用に対して今後の利用希望が高くなっており、ニーズに応じた提供体制の確保が必要です。  
 ○サービスの量の確保に加えて、質の確保、サービス提供に係る人材確保・育成が課題です。

#### ●現在利用しているサービス・今後3年間で利用したいサービス（18歳以上）

現在利用しているサービスについてみると、「あてはまるサービスはない」を除いて、「就労継続支援B型」が15.9%と最も高く、次いで「居宅介護(ホームヘルプ)」が14.1%となっています。

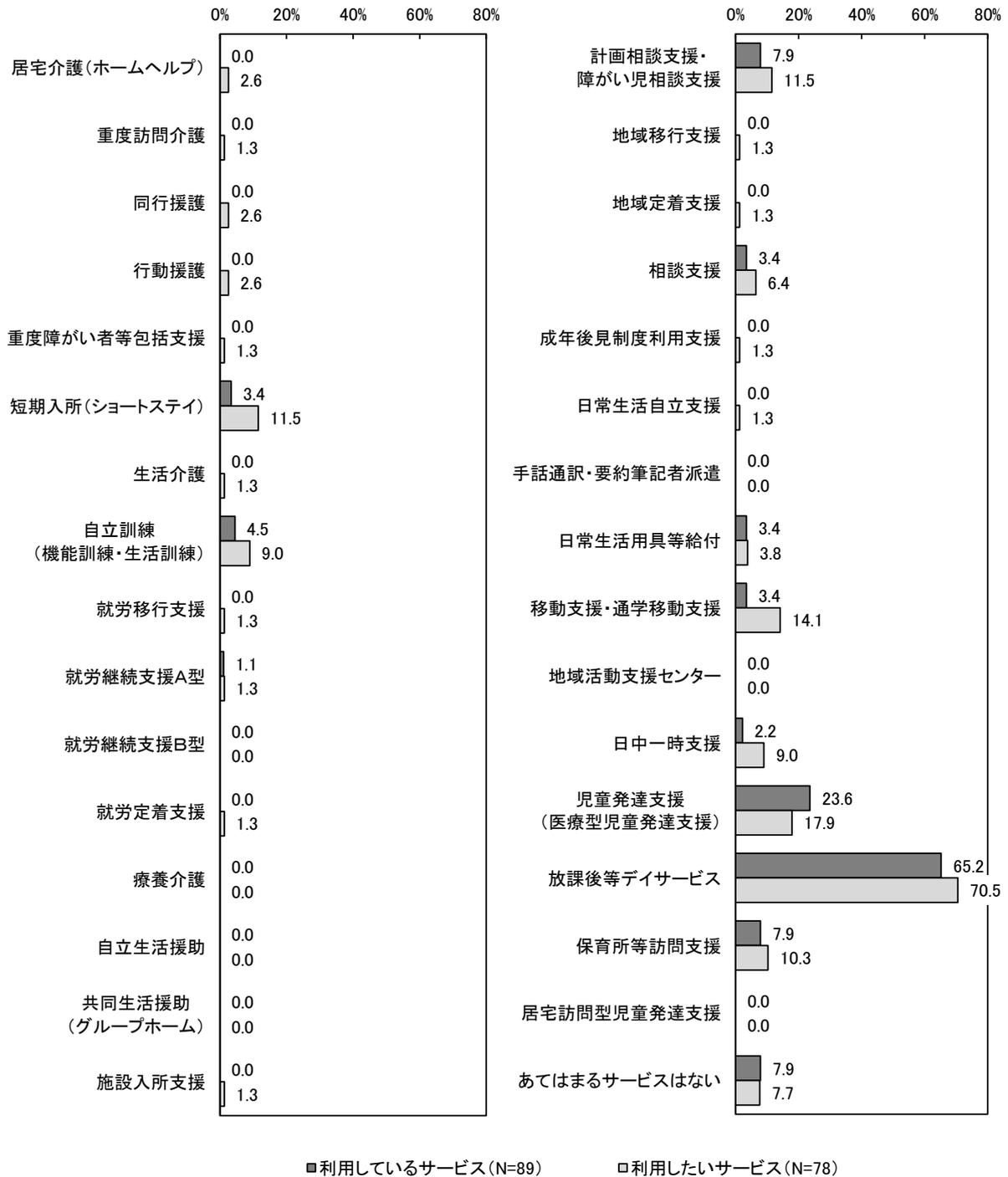
今後3年間で利用したいサービスについてみると、「あてはまるサービスはない」を除いて、「居宅介護(ホームヘルプ)」が13.6%と最も高く、次いで「就労継続支援B型」が13.2%となっています。



●現在利用しているサービス・今後3年間で利用したいサービス（18歳未満）

現在利用しているサービスについてみると、「放課後等デイサービス」が65.2%と最も高く、次いで「児童発達支援（医療型児童発達支援）」が23.6%となっています。

今後3年間で利用したいサービスについてみると、「放課後等デイサービス」が70.5%と最も高く、次いで「児童発達支援（医療型児童発達支援）」が17.9%となっています。



○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

【事業所調査】

- ・事業所の提供サービスについて3年前と比較すると、利用希望者が増加した主なサービスは「就労継続支援（B型）」、利用希望者が減少した主なサービスは「行動援護」「生活介護」となっています。
- ・事業所の経営上の課題として、「報酬単価が低く、経営が困難」「慢性的な人材不足」「事務量が増大している」が多く挙がっています。
- ・グループホーム調査において、困難等を感じていることとして、「スタッフの確保」が多く挙がっています。
- ・サービス利用者に医療的ケアが必要となった場合、（程度によるが）対応が難しいという回答が多くなっています。

【ヒアリング調査】

- ・地域移行のニーズは増えているが、グループホームの物件、人員ともに足りていない。また、介助や医療的ケアが必要な入居希望者に対しての体制整備が困難。
- ・子どもの頃からの継続的な支援が重要であるため、保護者にさまざまなサービスがあることを示してほしい。
- ・支援者側の高齢化、マンパワー不足。
- ・医療的ケアが必要な重度障がい者（児）のためのショートステイやグループホームを市内に開設してほしい。

【ワークショップ】

- ・グループホームの数を増やしてほしい。
- ・通所や移動支援の充実。
- ・障がいのある人が安心して外出できるようにガイドヘルパーさんが増えてほしい。

## (2) 保健・医療について

- 通院時の移動や通院費用（交通費）、医療費に困難を抱えている割合が高く、安心して医療を受けることのできる環境づくり・支援が必要です。
- 医療関係者への障がいに対する理解促進を医療機関と連携し、引き続き行う必要があります。

### ●病院に行ったり、医療を受ける際に困っていること（18歳以上）

病院に行ったり、医療を受ける際に困っていることについて障がい種別でみると、「特にない」を除いて、“身体障がい”“知的障がい”“難病”では「通院（病院までの移動）が困難」、 “精神障がい”では「通院費用（交通費）の負担が大きい」、 “発達障がい”では「医療費の負担が大きい」「通院費用（交通費）の負担が大きい」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	医療費の負担が大きい	通院費用（交通費）の負担が大きい	通院（病院までの移動）が困難	入院時の付き添いがいない	専門的な治療をする病院が近くにない	往診を頼める医師がいない	
全 体	737 100.0	176 23.9	156 21.2	172 23.3	56 7.6	86 11.7	51 6.9	
障がい種別	身体障がい	485 100.0	112 23.1	90 18.6	117 24.1	34 7.0	57 11.8	35 7.2
	知的障がい	120 100.0	24 20.0	22 18.3	31 25.8	18 15.0	10 8.3	10 8.3
	精神障がい	132 100.0	38 28.8	41 31.1	32 24.2	10 7.6	17 12.9	9 6.8
	難病	65 100.0	13 20.0	15 23.1	20 30.8	8 12.3	13 20.0	7 10.8
	発達障がい	83 100.0	19 22.9	19 22.9	14 16.9	9 10.8	10 12.0	1 1.2

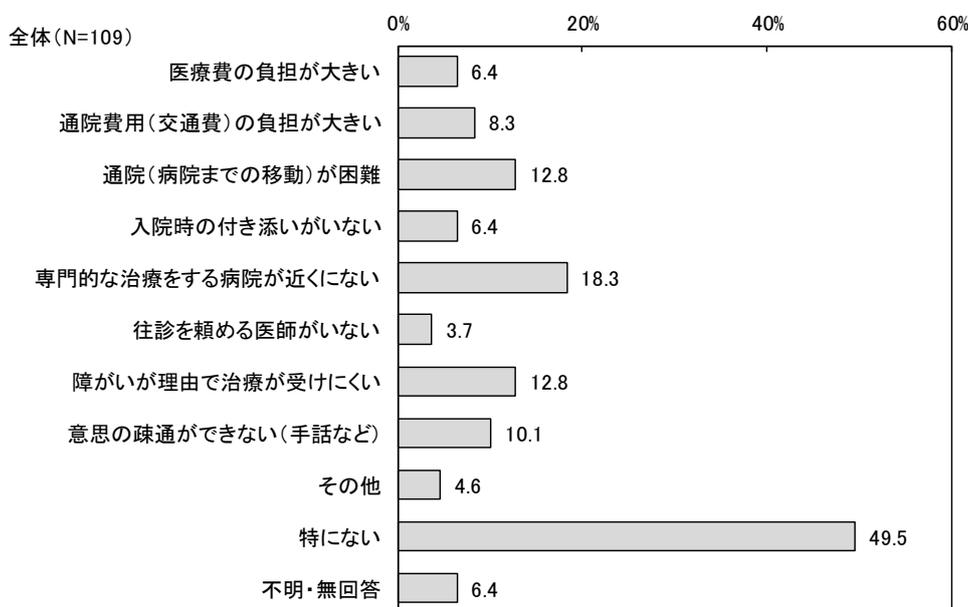
  

上段:件数 下段:%	合計	障がいが理由で治療が受けにくい	意思の疎通ができない（手話など）	その他	特にない	不明・無回答	
全 体	737 100.0	29 3.9	42 5.7	32 4.3	240 32.6	86 11.7	
障がい種別	身体障がい	485 100.0	11 2.3	17 3.5	21 4.3	162 33.4	57 11.8
	知的障がい	120 100.0	10 8.3	25 20.8	5 4.2	36 30.0	13 10.8
	精神障がい	132 100.0	11 8.3	5 3.8	9 6.8	39 29.5	14 10.6
	難病	65 100.0	3 4.6	3 4.6	6 9.2	18 27.7	6 9.2
	発達障がい	83 100.0	12 14.5	12 14.5	5 6.0	24 28.9	13 15.7

※複数回答のため、障がい種別や選択肢の合計は全体と一致しません。

## ●病院に行ったり、医療を受ける際に困っていること（18歳未満）

病院に行ったり、医療を受ける際に困っていることについてみると、「特にない」を除いて、「専門的な治療をする病院が近くにない」が18.3%と最も高く、次いで「通院（病院までの移動）が困難」「障がいが理由で治療が受けにくい」がともに12.8%となっています。



## ○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

### 【ヒアリング調査】

- ・医療と福祉、医療と介護の連携がとれていない（特に精神）ため、庁内関係課や保健所、事業所、医療の連携をもっと図れないか。
- ・支援機関の役割分担、関係機関の横断的な連携が必要。
- ・知的障がいのある人が地域で安心して診察を受けられる病院が少ないと感じる。
- ・縦割りではなく、市民にわかりやすく、入口で専門家につなぐことができるような体や心の健康に対する相談窓口のシステムがあるとよい。

### 【ワークショップ】

- ・医療と福祉が連携してほしい。医療機関が充実したまちになってほしい。

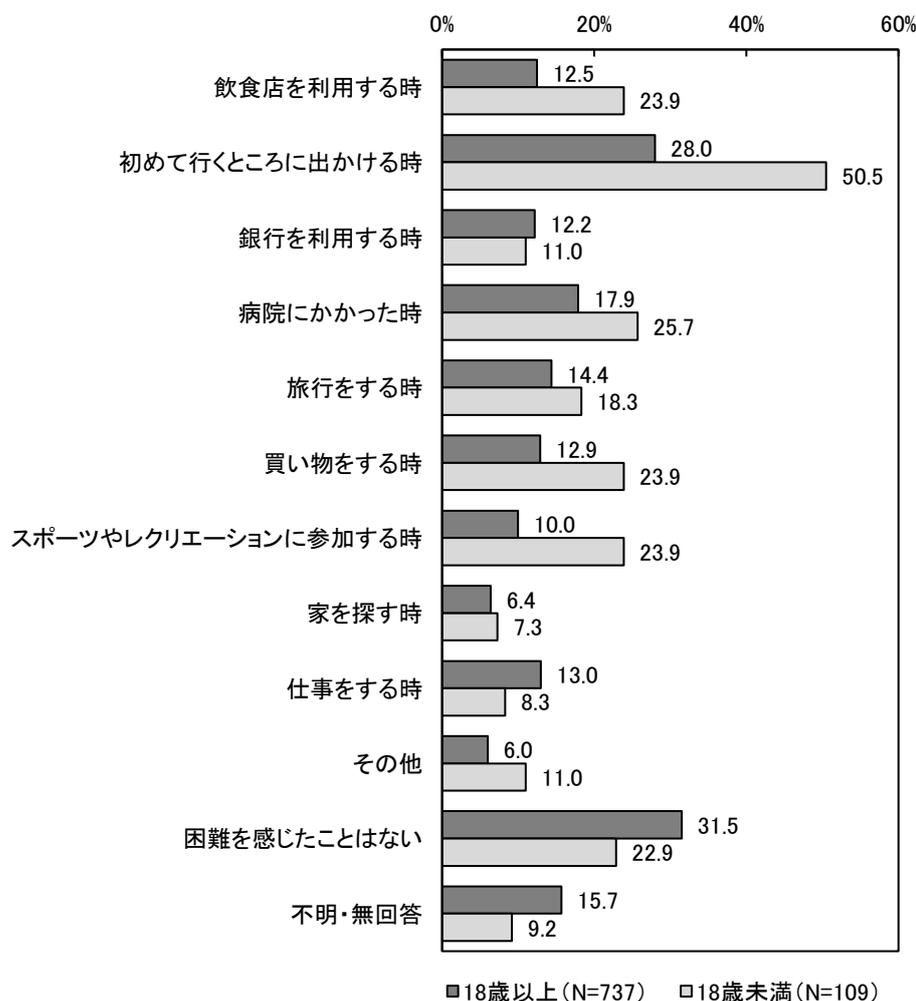
### (3) 相談・情報について

- 障がいのある人が必要な情報を適切に受け取ることができるよう、障がいに応じた情報提供体制や意思疎通支援の充実が必要です。
- 各分野が連携した総合的な相談窓口や、専門的な相談窓口の整備が求められており、関係機関と連携した相談支援体制の強化や質の向上、相談支援員の確保が必要です。

#### ●相手とコミュニケーションをする際や必要な情報を利用する際に、特に困難を感じる時

相手とコミュニケーションをする際や必要な情報を利用する際に、特にどのような時に困難を感じるかについてみると、18歳以上では「困難を感じたことはない」を除いて、「初めて行くところに出かける時」が28.0%と最も高く、次いで「病院にかかった時」が17.9%となっています。

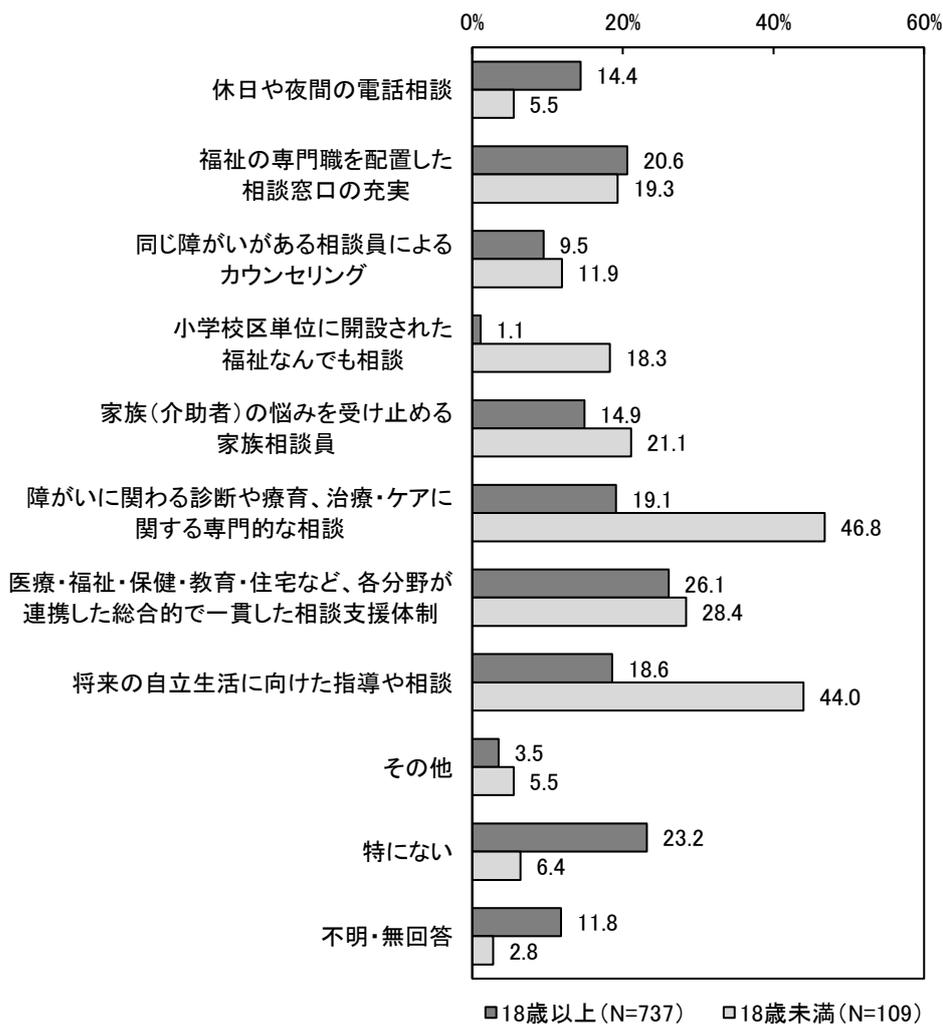
18歳未満では「初めて行くところに出かける時」が50.5%と最も高く、次いで「病院にかかった時」が25.7%となっています。



## ●市内の相談支援体制に今後望むこと

市内の相談支援体制に今後望むことについてみると、18歳以上では「特にない」を除いて、「医療・福祉・保健・教育・住宅など、各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が26.1%と最も高く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が20.6%となっています。

18歳未満では「障がいに関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が46.8%と最も高く、次いで「将来の自立生活に向けた指導や相談」が44.0%となっています。



○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

【ヒアリング調査】

- ・市内における相談支援体制の見直し・整備が必要。
- ・相談支援専門員の資質の向上が必要。
- ・計画相談支援事業と相談支援事業の役割を明確にし、利用者のネットワークを広げるとともに、専門性を持って対応にあたってほしい。
- ・障がいのある人同士が意見や情報を交換できる環境を整えることが必要。

【ワークショップ】

- ・困った時にどこに何を相談すればよいのかわかりやすいまちになってほしい。  
総合相談窓口の設置等。
- ・困ったことがあったらすぐ相談できたり、助けてもらえるまちになってほしい。
- ・援助が必要な人に援助がうまく届けられるようコーディネートがされるとよい。

#### (4) 雇用・就労について

○非正規雇用として働いている人が4割台となっており、障がいのある人の経済的自立に関して課題がみられます。

○障がいのある人の就労に関して、障がいの特性に応じた職場探し等の就労支援から、就労後のフォローまでの継続した支援が必要であるとともに、企業側の障がいに対する理解促進・啓発も重要です。

#### ●平日の日中の過ごし方（18歳以上）

平日の日中の過ごし方について障がい種別で見ると、“身体障がい”“精神障がい”“難病”では「自宅で過ごしている」、「知的障がい”“発達障がい”では「福祉施設、作業所などに通っている」が最も高くなっています。

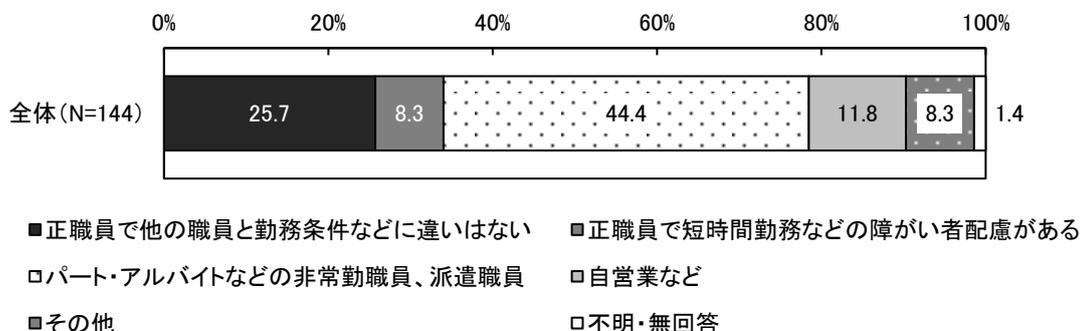
上段:件数 下段:%	合計	会社勤めや 自営業、内 職、家業など で収入を得 て仕事をして いる	ボランティア など、収入を 得ない仕事 をしている	専業主婦 (主夫)をし ている	福祉施設、 作業所など に通っている	病院などの デイケアに 通っている	リハビリテー ションを受け ている	自宅で過ご している	
全 体	737 100.0	144 19.5	7 0.9	114 15.5	91 12.3	33 4.5	26 3.5	218 29.6	
障 が い 種 別	身体障がい	485 100.0	84 17.3	6 1.2	96 19.8	23 4.7	26 5.4	24 4.9	161 33.2
	知的障がい	120 100.0	26 21.7	0 0.0	2 1.7	55 45.8	2 1.7	0 0.0	16 13.3
	精神障がい	132 100.0	24 18.2	0 0.0	13 9.8	28 21.2	7 5.3	1 0.8	40 30.3
	難病	65 100.0	13 20.0	1 1.5	6 9.2	7 10.8	6 9.2	3 4.6	19 29.2
	発達障がい	83 100.0	22 26.5	0 0.0	3 3.6	35 42.2	1 1.2	0 0.0	15 18.1

上段:件数 下段:%	合計	入所してい る施設や病 院などで過 ごしている	大学、専門 学校、職業 訓練校など に通っている	その他	不明・ 無回答	
全 体	737 100.0	28 3.8	2 0.3	18 2.4	54 7.3	
障 が い 種 別	身体障がい	485 100.0	18 3.7	1 0.2	11 2.3	34 7.0
	知的障がい	120 100.0	6 5.0	1 0.8	1 0.8	10 8.3
	精神障がい	132 100.0	4 3.0	0 0.0	5 3.8	10 7.6
	難病	65 100.0	4 6.2	0 0.0	3 4.6	3 4.6
	発達障がい	83 100.0	2 2.4	1 1.2	2 2.4	2 2.4

※複数回答のため、障がい種別や選択肢の合計は全体と一致しません。

●「会社勤めや自営業、内職、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した人の勤務形態（18歳以上）

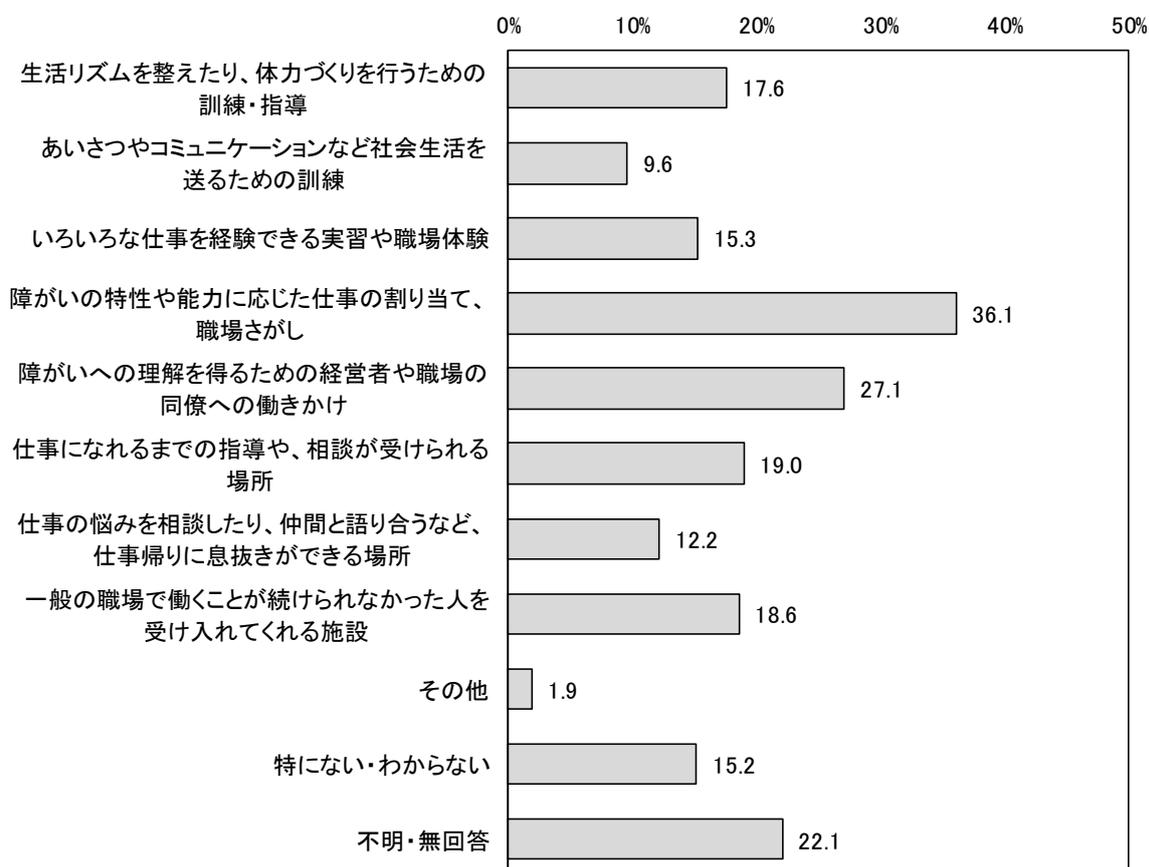
勤務形態についてみると、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が44.4%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」が25.7%となっています。



●障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援（18歳以上）

障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援についてみると、「障がいの特性や能力に応じた仕事の割り当て、職場さがし」が36.1%と最も高く、次いで「障がいへの理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ」が27.1%となっています。

全体(N=737)



○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

【ヒアリング調査】

- ・就労のための職業訓練の充実、就労施設への支援や企業への就労を拡大させることで、経済的に自立できる体制が必要。
- ・障がい者枠での雇用が進むよう、積極的に市内の企業へ働きかけてほしい。また、企業での相談体制もとってほしい。
- ・市内に就労できる事業所が少ない。交野市で教育から就労まで一貫してできるようになってほしい。
- ・就労を考えている生徒に対し、事業所の情報提供等の支援を早い段階から行える体制づくりが必要。

【ワークショップ】

- ・障がいのある人の働く場所の確保。働きやすいまちになってほしい。
- ・実習を受け入れてくれる企業の増加。
- ・障がいのある子どもたちの卒業後の進路先の拡充。

## (5) 社会参加について

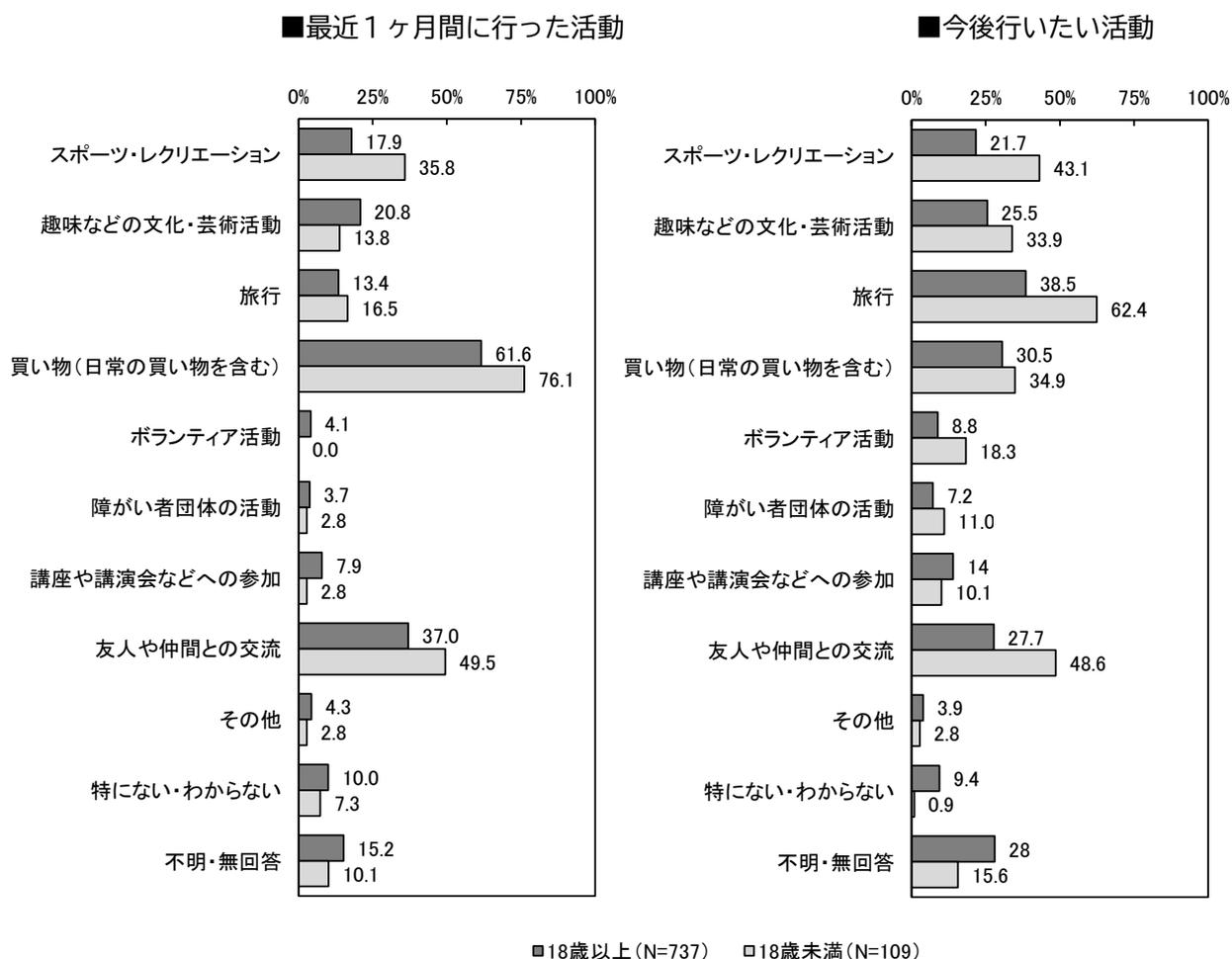
○気軽に参加できる活動や障がいの有無にかかわらず活動できる場が求められており、地域への働きかけや関係団体との連携による活動の場の拡充が必要です。

○安心して活動できる余暇活動の場や居場所づくりの充実を図るとともに、そのような場があることについての情報発信が必要です。

### ●最近1ヶ月間に行った活動・今後行いたい活動

最近1ヶ月間に行った活動についてみると、18歳以上、18歳未満ともに「買い物（日常の買い物を含む）」が最も高く、次いで「友人や仲間との交流」となっています。

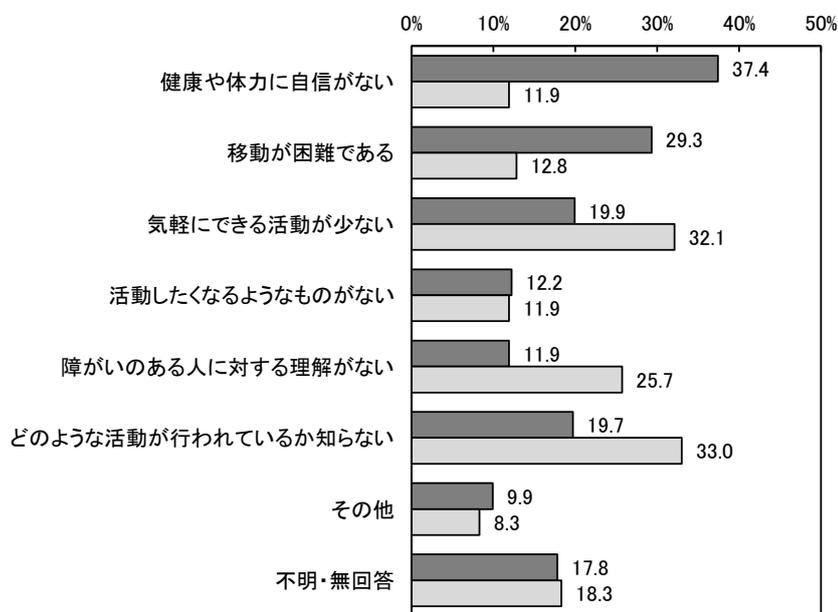
今後行いたい活動についてみると、18歳以上では「旅行」が38.5%と最も高く、次いで「買い物（日常の買い物を含む）」が30.5%となっています。18歳未満では「旅行」が62.4%と最も高く、次いで「友人や仲間との交流」が48.6%となっています。



## ●活動を行う場合、問題となること

活動を行う場合、問題となることについてみると、18歳以上では「健康や体力に自信がない」が37.4%と最も高く、次いで「移動が困難である」が29.3%となっています。

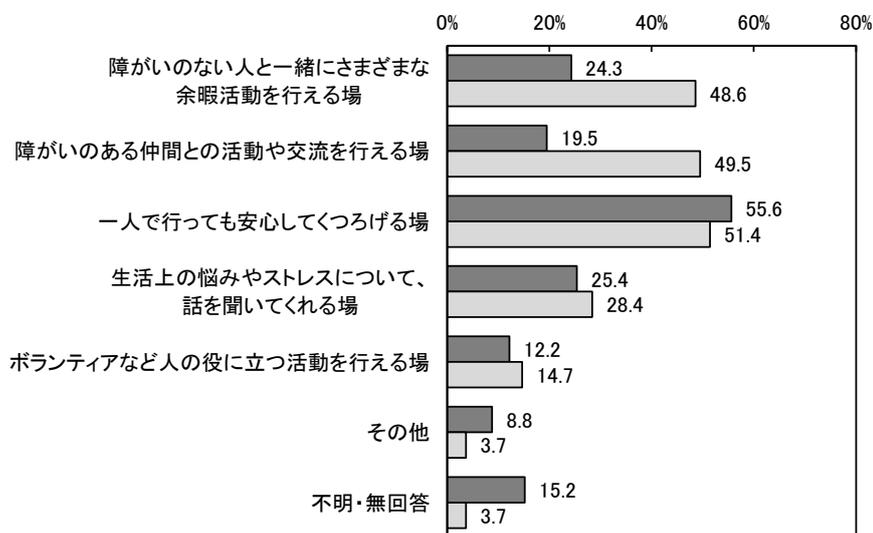
18歳未満では「どのような活動が行われているか知らない」が33.0%と最も高く、次いで「気軽にできる活動が少ない」が32.1%となっています。



■18歳以上 (N=737) □18歳未満 (N=109)

## ●平日の夕方や夜間、休日等の居場所や活動の場として、行ってみたいと思う場

休日等の居場所や活動の場として、行ってみたいと思う場についてみると、18歳以上、18歳未満ともに「一人で行っても安心してくつろげる場」が最も高く、次いで18歳以上では「生活上の悩みやストレスについて、話を聞いてくれる場」、18歳未満では「障がいのある仲間との活動や交流を行える場」となっています。



■18歳以上 (N=737) □18歳未満 (N=109)

○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

【ヒアリング調査】

- ・ 外出先での環境整備やサポート体制を充実させ、気兼ねなく社会参加できる環境づくりが大切。
- ・ 気軽に参加できるサークル等があまりない、もしくは周知されていないため、やりたいことがあっても、実現のためのハードルが高いと感じる。
- ・ 障がいのある人も参加できる活動について、活動の様子や情報を提供してほしい。

【ワークショップ】

- ・ 余暇の充実。サロンや外出支援の充実。
- ・ 障がいのある人が楽しめる場所がもっとあるとよい。
- ・ 障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ施設があるとよい。

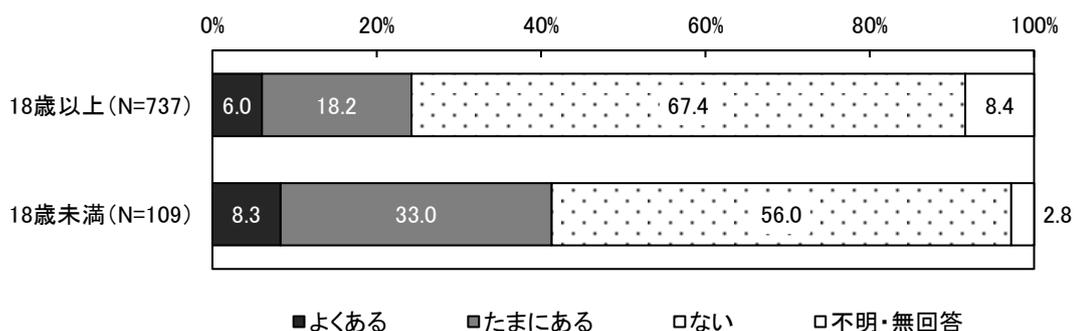
## (6) 理解促進について

○差別を感じたことがない人は第3次計画（53.7%）に比べて増加していますが、依然として学校や地域において差別や偏見を感じることもあるという回答もみられることから、幼少期からの障がいに対する理解促進やあらゆる機会をとらえた啓発を進めていくことが必要です。

### ●障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じた経験

障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じた経験についてみると、18歳以上では「ない」が67.4%と最も高く、次いで「たまにある」が18.2%となっています。

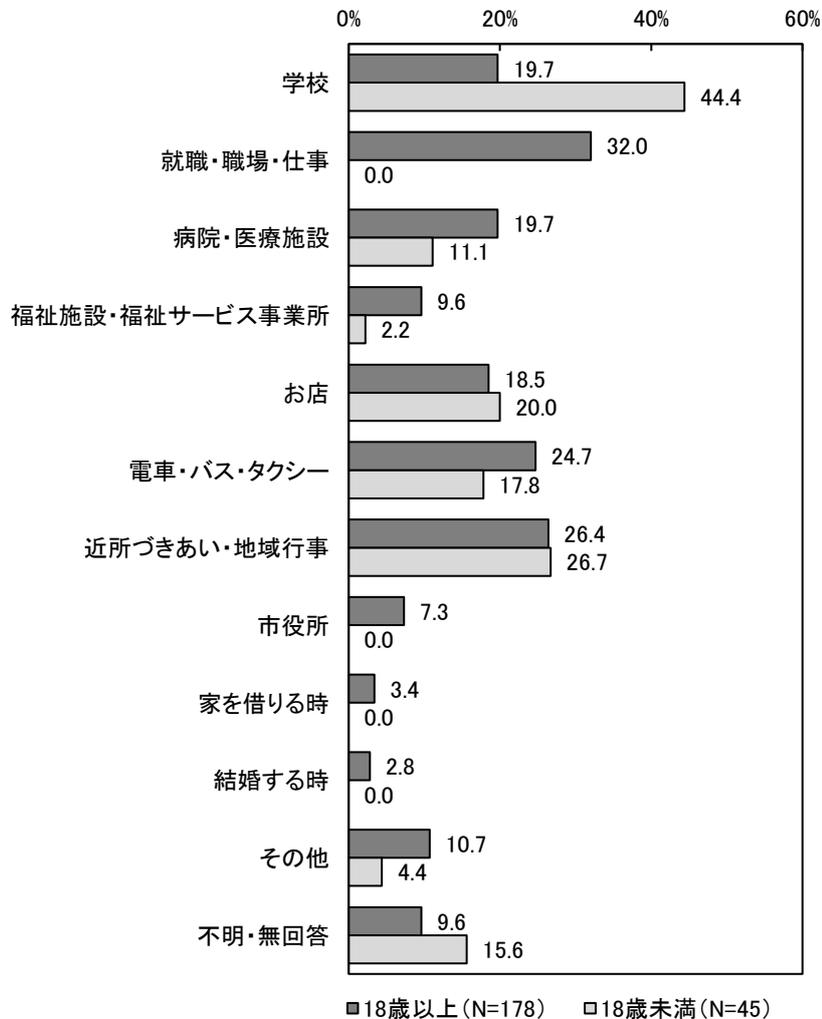
18歳未満では「ない」が56.0%と最も高く、次いで「たまにある」が33.0%となっています。



## ●差別や偏見を感じた場面や場所

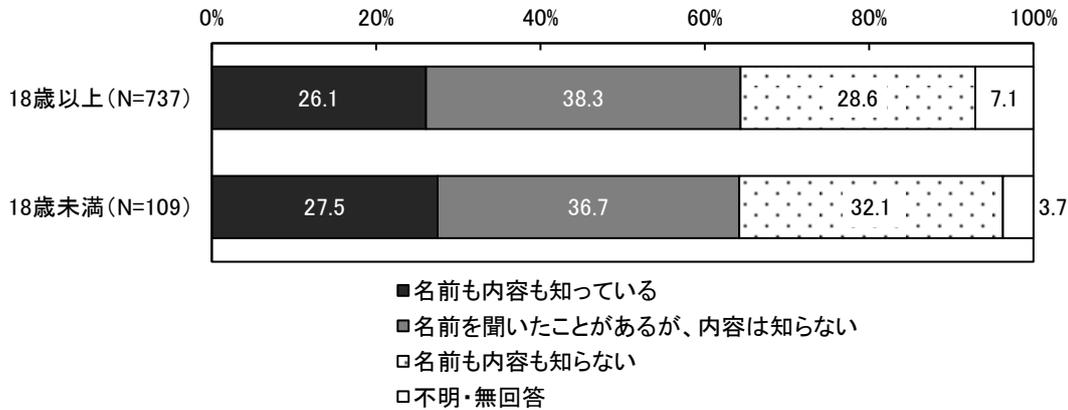
差別や偏見を感じた場面や場所についてみると、18歳以上では「就職・職場・仕事」が32.0%と最も高く、次いで「近所づきあい・地域行事」が26.4%となっています。

18歳未満では「学校」が44.4%と最も高く、次いで「近所づきあい・地域行事」が26.7%となっています。



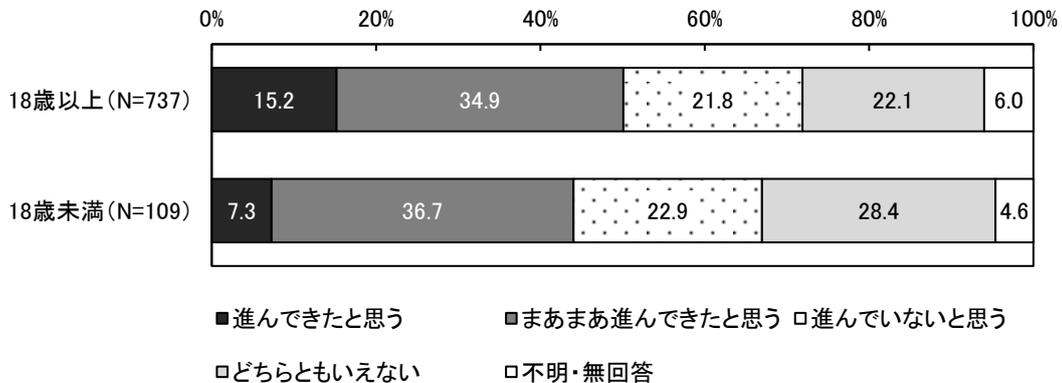
## ●成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についてみると、18歳以上、18歳未満ともに「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も高く、次いで「名前も内容も知らない」となっています。



## ●障がいのある人に対する理解は進んできたと思うか

障がいのある人に対する理解は進んできたと思うかについてみると、18歳以上、18歳未満ともに「まあまあ進んできたと思う」が最も高く、次いで「どちらともいえない」となっています。



○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

【ヒアリング調査】

- ・障がいの有無にかかわらず、地域で生活が送れるように支援していくことが大切。
- ・障がいのある人が、その人らしく地域で生活していくためには、地域の人々の理解が重要。理解を深めていくためにも民生委員等を対象とした研修会や交流会の継続的な実施が必要。
- ・障がいへの理解はまだまだ進んでいないと感じる。一般市民への啓発活動が必要。
- ・市職員に対しても障がいへの理解や合理的配慮に関してマニュアルを作成し、周知徹底をしていただきたい。

【ワークショップ】

- ・地域の人々と障がいのある人が合同で行うイベント等、交流したりふれ合える機会を日常的に持てるとよい。
- ・偏見・差別解消に向けた考え方への働きかけが必要。

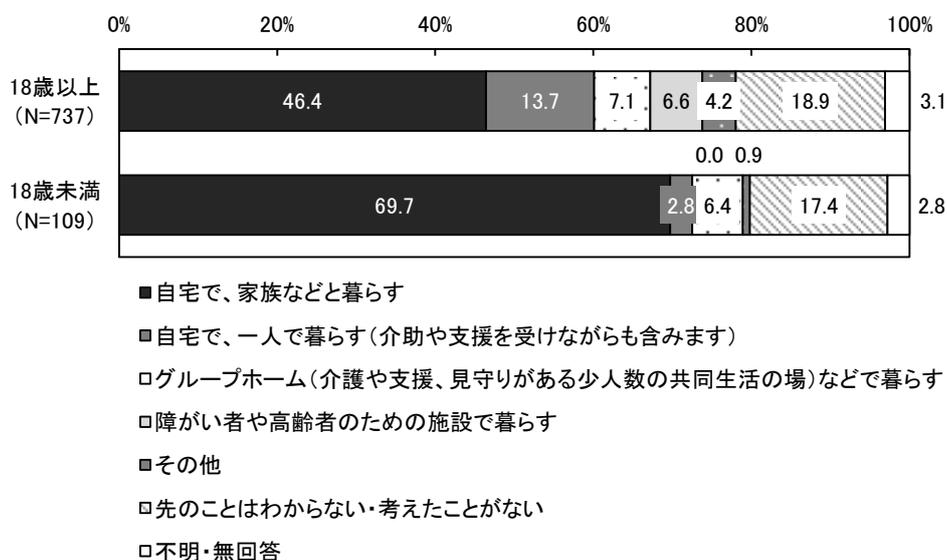
## (7) 地域での生活について

- 住み慣れた地域での生活の継続に向けて、サービスが必要な時に利用できるような提供体制の確保やニーズが高いと考えられる、短期入所や共同生活援助（グループホーム）の整備促進が必要です。
- 災害時における避難の際に困難が生じることや、避難所生活に対する不安に対し、災害時を想定した訓練の実施や備品の確保、「おりひめ支え愛プロジェクト」等による支援体制の充実・強化が必要です。

### ●今から10年経った時、どのように生活したいと思うか

今から10年経った時、どのように生活したいと思うかについてみると、18歳以上では「自宅で、家族などと暮らす」が46.4%と最も高く、次いで「先のことはわからない・考えたことがない」が18.9%となっています。

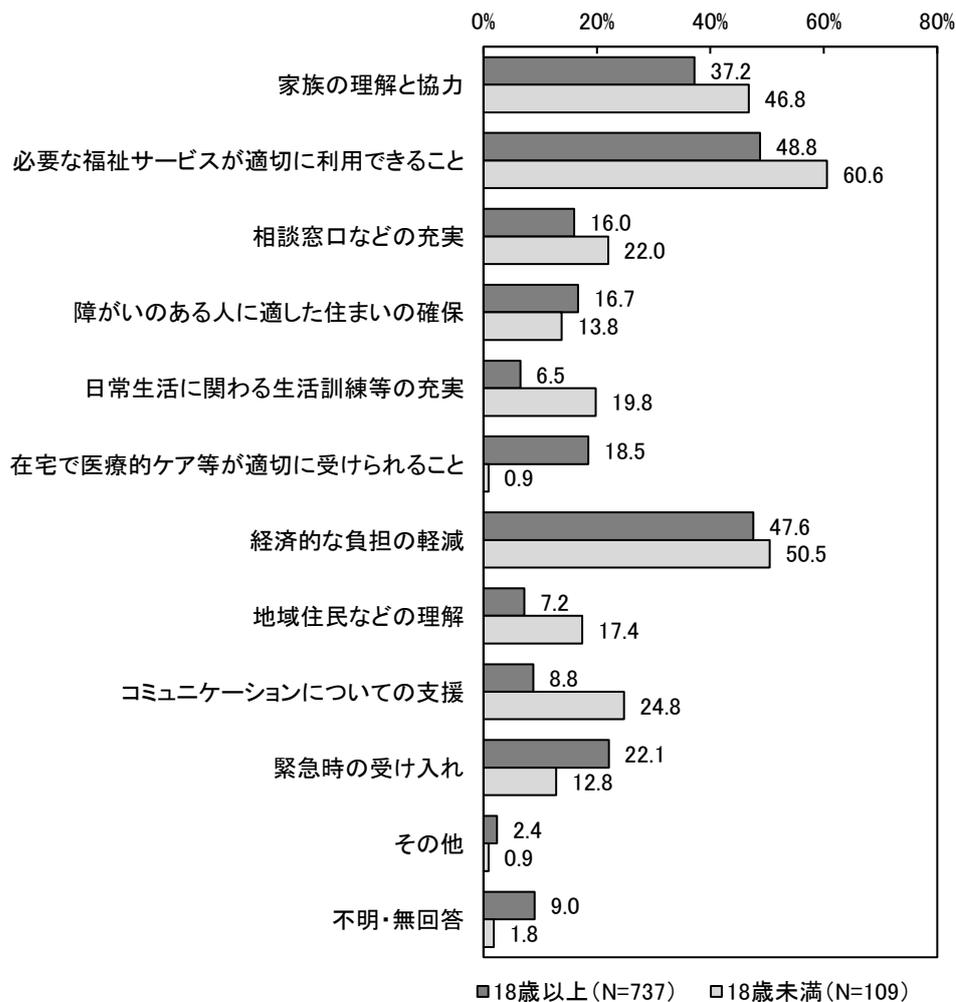
18歳未満では「自宅で、家族などと暮らす」が69.7%と最も高く、次いで「先のことはわからない・考えたことがない」が17.4%となっています。



## ●地域で生活をするために必要な支援

地域で生活をするために必要な支援についてみると、18歳以上では「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が48.8%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が47.6%となっています。

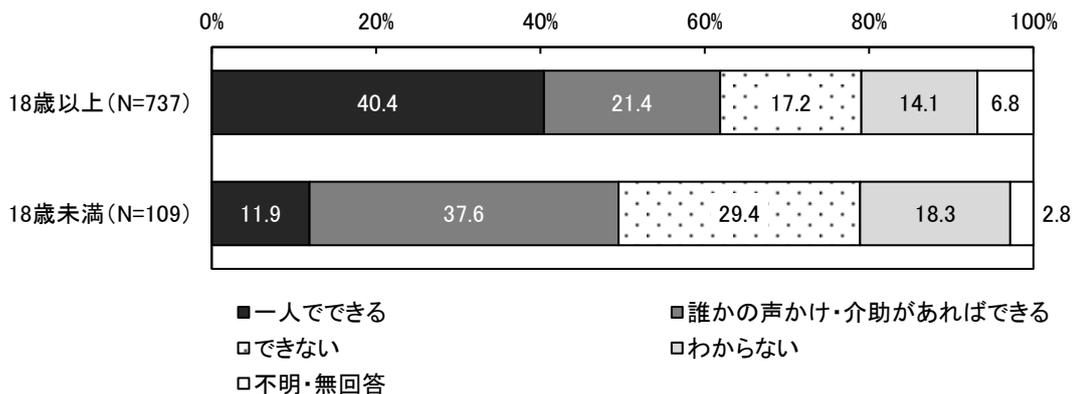
18歳未満では「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が60.6%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が50.5%となっています。



## ●台風や地震等の災害時に避難できるか

台風や地震等の災害時に避難できるかについてみると、18歳以上では「一人でできる」が40.4%と最も高く、次いで「誰かの声かけ・介助があればできる」が21.4%となっています。

18歳未満では「誰かの声かけ・介助があればできる」が37.6%と最も高く、次いで「できない」が29.4%となっています。



## ●避難所で過ごす場合に、不安に感じること (18歳以上)

避難所で過ごす場合に、不安に感じることについて障がい種別でみると、“身体障がい”では「トイレなどの設備が整っていない」、 “知的障がい” “発達障がい”では「意思疎通がうまくできない」、 “精神障がい”では「服用している薬が手に入らない」、 “難病”では「服用している薬が手に入らない」「トイレなどの設備が整っていない」「迷惑をかけると思ってしまう」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	必要な配慮 が得られない	意思疎通が うまくできない	周囲の目が 気になる	プライバシー の配慮がさ れない	服用してい る薬が手に 入らない	トイレなど の設備が整 っていない	迷惑をかけ ると思っ てしまう	その他	特にな い	不明・ 無回答	
全 体	737 100.0	158 21.4	162 22.0	164 22.3	194 26.3	226 30.7	289 39.2	217 29.4	47 6.4	95 12.9	91 12.3	
障 が い 種 別	身体障がい	485 100.0	94 19.4	64 13.2	74 15.3	108 22.3	130 26.8	201 41.4	123 25.4	30 6.2	74 15.3	70 14.4
	知的障がい	120 100.0	41 34.2	71 59.2	43 35.8	36 30.0	28 23.3	46 38.3	52 43.3	5 4.2	13 10.8	5 4.2
	精神障がい	132 100.0	36 27.3	41 31.1	49 37.1	51 38.6	65 49.2	42 31.8	55 41.7	11 8.3	10 7.6	11 8.3
	難病	65 100.0	18 27.7	14 21.5	18 27.7	21 32.3	30 46.2	30 46.2	30 46.2	8 12.3	4 6.2	5 7.7
	発達障がい	83 100.0	25 30.1	45 54.2	40 48.2	30 36.1	23 27.7	32 38.6	38 45.8	9 10.8	5 6.0	6 7.2

※複数回答のため、障がい種別や選択肢の合計は全体と一致しません。

●台風や地震等の災害時に何が重要だと思うか（18歳以上）

台風や地震等の災害時に何が重要だと思うかについて障がい種別で見ると、“精神障がい”では「避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備」、その他の種別では「障がいのある人や高齢者に配慮した避難場所」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%	合計	避難情報や 災害情報が 的確に伝わ る連絡体制 の整備	緊急時に避 難を介助し てくれる人の 確保	障がいのあ る人や高齢 者に配慮し た避難場所	人工透析や 在宅酸素な どの専門的 な医療を受 けられる体 制の整備	医薬品、車 いすなどの 提供	手話通訳や ガイドヘル パーなどの 確保	
全 体	737 100.0	362 49.1	244 33.1	361 49.0	68 9.2	230 31.2	38 5.2	
障 が い 種 別	身体障がい	485 100.0	225 46.4	160 33.0	242 49.9	58 12.0	156 32.2	25 5.2
	知的障がい	120 100.0	62 51.7	60 50.0	81 67.5	6 5.0	33 27.5	9 7.5
	精神障がい	132 100.0	66 50.0	38 28.8	58 43.9	4 3.0	44 33.3	4 3.0
	難病	65 100.0	28 43.1	28 43.1	40 61.5	13 20.0	33 50.8	6 9.2
	発達障がい	83 100.0	48 57.8	31 37.3	51 61.4	2 2.4	27 32.5	7 8.4
上段:件数 下段:%	合計	避難所生活 においてプ ライバシーを 守る対策	避難所生活 における健 康管理のた めの医師、 看護師など の確保	市に対する 要援護者と しての登録	その他	特にない	不明・ 無回答	
全 体	737 100.0	263 35.7	297 40.3	83 11.3	17 2.3	59 8.0	48 6.5	
障 が い 種 別	身体障がい	485 100.0	161 33.2	200 41.2	54 11.1	9 1.9	38 7.8	34 7.0
	知的障がい	120 100.0	46 38.3	43 35.8	21 17.5	2 1.7	12 10.0	3 2.5
	精神障がい	132 100.0	51 38.6	57 43.2	12 9.1	6 4.5	9 6.8	10 7.6
	難病	65 100.0	25 38.5	31 47.7	10 15.4	2 3.1	4 6.2	1 1.5
	発達障がい	83 100.0	36 43.4	35 42.2	15 18.1	1 1.2	3 3.6	2 2.4

※複数回答のため、障がい種別や選択肢の合計は全体と一致しません。

○●事業所調査・ヒアリング調査・ワークショップより●○

【ヒアリング調査】

- ・地域で支え合う体制づくりが必要。
- ・ゆうゆうバスの廃止に伴う外出・移動支援が課題。
- ・避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制整備、避難所のバリアフリー化や避難所における備品・意思疎通等の支援が必要。また、障がいのある人こそ避難訓練を実施する必要があると感じる。
- ・重度の障がいがあっても安心して避難できる設備がある避難所を示してほしい。

【ワークショップ】

- ・バリアフリーの推進、道路や施設の整備が必要。
- ・障がいのある人にやさしいまちづくり、安心して暮らせるまちづくりが必要。
- ・障がいのある人等の移動手段の確保が必要。
- ・互いに助け合いながら心豊かに暮らせるまちになってほしい。
- ・災害が起こっても地域で助け合えるシステムをみんなで作りたい。

### 3 第3次計画における主な取り組み

#### 分野1：障がい福祉サービスの整備・充実

##### ●主な取り組みと課題

- ・障がい福祉サービスの提供に際し、ニーズの高いサービスの提供体制を確保するとともに、各種研修の実施により、事業所の人材育成、サービスの質の向上を図りました。
- ・障がいのある人の地域生活への移行の促進に向けて、自立支援協議会を中心に、精神科入院患者との交流会の開催、当事者・医師を講師とした講演会の開催等、精神障がいの理解促進に取り組みました。
- ・従来、施策の谷間となっていた発達障がいや高次脳機能障がい、難病等についての理解促進や地域支援体制の機能強化を図りました。また、サービス提供事業者に対して、医療的ケアに関する研修を実施し、対応可能な事業者の育成を行いました。

⇒ニーズの増加・多様化がみられる障がい福祉サービスにおいて、サービス提供事業者等と連携したサービス提供体制の確保を引き続き推進するとともに、施策の谷間となってきた発達障がい、高次脳機能障がい、難病等に関する支援体制の整備、医療的ケアに対応できる人材の育成が重要です。また、施設入所者等が地域生活に移行し、自立して生活することができるよう、地域生活支援拠点等の確保も必要です。

#### 分野2：保健・医療との連携強化

##### ●主な取り組みと課題

- ・乳幼児健診を通じた障がいや疾病の早期発見、巡回相談・保育相談、フォローアップ事業を通じた発達に課題のある児童を対象とした相談・助言等を実施するなど、成長段階に応じた取り組みを行いました。
- ・自立支援協議会の精神障がい者支援部会と医療機関で院内交流会等を開催するなど、医療機関と連携し、医療関係者に対する障がいへの理解促進を図りました。

⇒成長段階や年代に応じた各種健診や相談支援を引き続き行い、障がいや疾病の早期発見・早期支援につなげることが重要です。また、自立した地域生活の支援のためには、地域の医療機関との連携強化を継続するとともに、医療関係者に対する障がいへの理解促進を行っていくことが重要です。

## 分野3：相談支援体制の強化

### ●主な取り組みと課題

- ・相談支援事業の実施に際して、相談支援事業所連絡会や自立支援協議会において、事例検討や研修会を実施し、相談支援専門員の質の向上、ネットワークの構築等を図りました。
- ・障がい福祉情報冊子『交野市にこここ支援ねっと』を利用し、障がいのある人が利用できるサービスの周知を図るとともに、関係機関と連携し、個々のニーズに応じた情報提供を行いました。

⇒相談支援のニーズが高くなっていることから、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化が課題となっています。また、相談支援専門員の質の向上や、さらなる相談支援ネットワークの強化も引き続き重要となります。

## 分野4：育成・教育の充実

### ●主な取り組みと課題

- ・子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うとともに、地域の身近な相談場所として、中学校区ごとに開設している地域子育て支援拠点における支援体制の整備を進めました。
- ・本人や保護者の意向を最大限尊重し、ニーズに合わせて就学先を決定できるよう、各小中学校の支援学級見学会、支援学校見学会、教育相談等を行いました。
- ・交野市支援教育リーディングチームによる巡回相談を実施し、各校において個々に応じた教育支援を行いました。また、支援教育コーディネーター研修やインクルーシブ教育システムに関する研修を教職員に対して実施するなど、校内支援体制の整備を図りました。

⇒一人ひとりの発達や状況に応じた適切な就学前保育・教育の提供・充実を図るとともに、切れ目のない支援体制の整備に向けた関係機関との連携体制の強化が引き続き重要です。また、「交野市学校教育ビジョン」に基づいた「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりに向けて、適切な教育的支援が行われるよう、各種研修等を通じた校内支援体制の整備・充実が重要です。

## 分野5：雇用・就労・社会参加の推進

### ●主な取り組みと課題

- ・令和2年に「障がい者活躍推進計画」を策定し、市役所における障がいのある人の雇用の促進、障がいに対する理解促進、合理的配慮の提供を図りました。また、令和元年6月1日現在の法定雇用率は2.67%であり、「障害者雇用促進法」における法定雇用率を上回っています。
- ・障がいのある人の実習・就労先の拡大に向けて、自立支援協議会による商工会議所へのアンケート調査の実施や、福祉施設から一般就労への移行促進に向けて、就労移行支援事業所と連携した就労支援体制の強化を図りました。

⇒交野市役所内では、障がいのある人の就労環境の整備、職員に対する障がいへの理解促進研修を引き続き実施するとともに、民間事業者における雇用促進及び合理的配慮の提供等の啓発を行っていくことが重要です。また、ハローワークや商工会議所と連携した障がいのある人の就労の場の確保、就労移行支援事業所と連携した一般就労への移行促進を推進していくことが重要です。

## 分野6：余暇活動・地域交流の充実

### ●主な取り組みと課題

- ・事業所等において、誰でも気軽に参加できるニュースポーツ等を交えた健康教室を交野市スポーツ推進委員が実施しました。
- ・生涯学習に関する相談窓口の設置や、地域における生涯学習事業への支援、活動に関する情報提供を行いました。

⇒障がいの有無にかかわらず、個々の希望に応じた社会活動や文化芸術・スポーツ活動等が行えるような支援の充実が必要です。また、障がいのある人の地域交流の機会に関する情報提供や、手話通訳者や要約筆記者の派遣等、各種催し物に参加できるような支援体制の確保を図ることが重要です。

## 分野7：障がい児への支援体制の強化

### ●主な取り組みと課題

- ・障がいのある子どもを対象とするサービスの提供体制を確保するとともに、庁内の関係部局や関係機関と連携した児童の発達やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を図りました。
- ・利用ニーズが増えている放課後の活動の場（放課後児童会、放課後等デイサービス）については、体制整備を図り、活動の場の確保を行いました。

⇒障がいのある子どもやその保護者への支援は、障がいのある子どもの増加により今後ニーズも増えていくと考えられます。一人ひとりの状況に応じて、福祉・保健・医療・保育・教育・雇用等と連携した切れ目のない支援体制の整備、各サービスの提供体制の確保を図ることが重要となります。

## 分野8：人権の尊重と差別の禁止

### ●主な取り組みと課題

- ・障がい者虐待防止センターにおいて、虐待への対応及び防止の措置を実施するとともに、自立支援協議会の権利擁護・虐待防止ネットワーク部会において、事業所等を対象とした虐待防止・権利擁護に関する研修を行いました。
- ・成年後見制度の周知・啓発、利用支援を行い、成年後見を必要とする人が制度を利用できるよう努めました。
- ・障がいへの理解促進や差別解消のため、人権啓発事業の場におけるパンフレットの配架による啓発、市職員に対する障害者差別解消法等の理解促進研修を実施しました。

⇒障がいのある人の権利擁護・虐待防止や差別解消に関して、引き続き関係機関と連携した啓発等を行うとともに、今後は地域共生社会の実現に向けて、市民やサービス提供事業者等に対するさらなる啓発が重要となります。また、障がいのある人及びその家族の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることから、成年後見制度の周知・利用促進も重要です。

## 分野9：バリアフリーの充実

### ●主な取り組みと課題

- ・『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例』を制定し、地域共生社会の実現に向けた心のバリアフリー化の推進を図りました。
- ・市公式ホームページのリニューアルに伴い、ウェブアクセシビリティガイドラインを定め、ガイドラインに基づいた記事の作成を行い、情報活用のバリアフリー化を図りました。
- ・市域全体にわたり、より外出に支援が必要な人に個別に支援する方策の拡充を図るため、ゆうゆうバスに代わる新たな外出支援策において、重度障がい者移動支援サービス事業では、一般タクシーの利用を可能とするとともに、利用対象者を拡充しました。

⇒外出・移動に支援が必要な人に対する支援策については、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な支援策を検討していく必要があります。

## 分野 10：行政サービスにおける合理的配慮

### ●主な取り組みと課題

- ・障がいに対する理解促進を図るため、新規採用職員に対する研修を実施しました。
- ・行政サービスの提供や選挙等において障がいを理由に公的な制度・サービス等の利用が妨げられることのないよう、障がいの特性に応じた合理的配慮を行いました。

⇒行政サービス等において、障がいを理由にその利用が妨げられることのないよう、文字情報の音声化等の合理的配慮の提供を引き続き行うとともに、市職員に向けた研修等を実施し、誰もが利用しやすい行政サービスの提供体制を整備することが重要です。

## 分野 11：地域福祉の推進

### ●主な取り組みと課題

- ・自立支援協議会の事務局として活動を支援するとともに、大阪府相談支援アドバイザー派遣を受け、個別課題の抽出、相談支援体制の充実等についてのアドバイスを受けるなど自立支援協議会の活性化に取り組みました。
- ・地域の協力の下、障がいのある人に対する災害時の避難支援や日常の見守り活動の推進を図りました。
- ・ボランティアセンターにおいて、福祉の担い手の育成、福祉教育の推進を目的に、小学生及びその兄弟姉妹を対象とした「夏休み☆ワクワク福祉体験チャレンジ」、小学生とその保護者を対象とした「親子で介護サーキット」を開催しました。
- ・「福祉のなんでも相談員」としてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、既存の制度では対応しきれない相談に対し、市民や関係機関等との連携・協働による支援を行いました。

⇒引き続き自立支援協議会の活動支援を通じて、関係機関・組織のネットワーク化や地域の課題抽出、課題を踏まえた取り組みの検討を行うとともに、誰もが支え合い、助け合う地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進が重要です。

## 4 各種調査結果からみる現状と課題

### (1) 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービスについては、手帳所持者数の増加等によるニーズの増加がうかがえます。アンケート調査結果から、地域で生活をするために必要な支援についてみると、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が18歳以上、18歳未満ともに最も高くなっており、障がいのある人が地域で自立して生活していくために、障がい福祉サービスの充実が求められています。一方で、事業所調査結果からは、サービス提供側は人材の確保・育成に課題を抱えていることがうかがえ、今後の高齢化による担い手の減少も踏まえた人材確保に向けた支援が必要です。また、サービスの質の確保の観点に加えて、発達障がいや高次脳機能障がい、難病、医療的ケアが必要な人等に対するより専門性の高いサービスの提供が求められていることから、人材育成への支援も重要となります。

### (2) 相談支援体制の整備

アンケート調査結果から、市内の相談支援体制に今後望むことについてみると、18歳以上では「特になし」を除いて、「医療・福祉・保健・教育・住宅など、各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」、18歳未満では「障がいに関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が最も高くなっています。また、ワークショップからは、困った時にどこに相談すればよいかすぐわかるようにしてほしい、総合相談窓口を設置してほしい、といった相談支援体制に関する意見がみられ、制度・分野を超えた包括的な相談支援体制の整備が求められています。

### (3) 障がいのある子どもへの支援の充実

療育手帳所持者数や特別支援学級在籍者は増加しており、アンケート調査結果から、今後利用したい障がい福祉サービスについてみると、18歳未満では「放課後等デイサービス」が7割を超えています。また、平成30年の児童福祉法の改正によって、障がい児福祉計画が各自治体で策定されていますが、引き続き重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の整備が課題となっています。

## (4) 就労支援の推進

「障害者雇用促進法」の改正によって、平成30年より障がいのある人の法定雇用率は民間企業で2.2%、国・地方公共団体で2.5%に引き上げられました。また、雇用における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務となるなど、障がいのある人の雇用・就労促進に向けた取り組みが進められています。

アンケート調査結果では、障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援として、「障がいの特性や能力に応じた仕事の割り当て、職場さがし」が最も高く、次いで「障がいへの理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ」となっています。障がいのある人の経済的自立・社会参加の促進に向けて、就労支援の充実と職場における障がいに対する理解促進の取り組みを推進する必要があります。

## (5) 障がいに対する理解促進、権利擁護

障がいに対する理解促進について、アンケート調査結果から、障がいのために差別や偏見を受けるなどした経験についてみると、経験がないと回答した人が18歳以上、18歳未満ともに最も高くなっています。一方で18歳以上では約2割、18歳未満では約4割の人が差別や偏見等を受けるなどした経験があると回答しています。そのような経験をした場所としては、「学校」「就職・職場・仕事」「近所づきあい・地域行事」が高くなっており、引き続き障がいに対する理解を深める取り組みが求められています。

また、平成28年に「成年後見制度利用促進法」が施行され、成年後見制度の利用促進が進められていますが、アンケート調査結果では成年後見制度の認知度は約6割となっており、そのうち「名前も内容も知っている」と回答した人は3割を下回っています。障がいのある人の権利擁護の観点から、引き続き成年後見制度の普及・啓発を図ることが必要です。

## (6) 住み慣れた環境で安心して暮らせる環境づくり

アンケート調査結果から、今から10年位経った時、どのように生活したいと思うかについてみると「自宅で、家族などと暮らす」が最も高くなっていますが、「自宅で、一人で暮らす」「グループホームなどで暮らす」等にも回答がみられます。地域での自立した生活、安心して暮らしていける環境づくりに向けて、障がい福祉サービスの充実に加えて、施設等のバリアフリー化、移動手段の確保、災害時の支援体制の整備等の取り組みを推進していくことが必要です。

また、精神障がいのある人の地域移行・自立・地域定着も課題であり、当事者の意向を踏まえつつ、住み慣れた地域で暮らしていくための支援を関係機関と連携して行っていくことが重要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本市では、平成27年に策定した「交野市第3次障がい者（児）福祉長期計画」において、「障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重される“かたのサイズ”のまちづくり」を基本理念として掲げ、取り組みを推進してきました。

このたび、第4次計画を策定するにあたって、本市のこれまでの取り組みを踏まえつつ、新たに以下の基本理念を掲げます。

### 【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、

共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、

互いに助け合い支え合えるまち 交野

## 2 基本的視点

本市の障がい者施策を推進する上で、施策全体に通底する3つの基本的視点を定めます。基本的視点は、「障害者権利条約」や「障害者基本法」における基本的な理念・原則に基づくものであり、本市の障がい者施策は以下の基本的視点に基づいて企画・実施・評価される必要があります。

### 基本的視点1:障がい当事者の権利の尊重と参加・選択の機会の確保

基本理念の実現のためには、何よりも障がいに基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障がい当事者の自己決定が尊重されなければなりません。就労・雇用・福祉サービスをはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がい当事者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう取り組みます。

### 基本的視点2:社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮の追求

「障害者基本法」では、障がいのある人を心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁」（障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）という社会との関係性によってとらえています。社会的障壁をなくすための負担が大きすぎない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障がいのある人が排除される社会を変えていかなければなりません。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障がい者施策に共通する指針となります。

### 基本的視点3:共に生きる地域社会の実現

障がいのある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また、障がいの有無にかかわらず、相互の人格と個性が認められ、差異と多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に生きる地域社会の実現につながります。また、手話を含む言語その他の意思疎通の手段や文字情報の音声化等、情報の入手・利用の手段についても、選択の機会を拡大していくことで、誰もが社会の一員として尊重され、互いに助け合い支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

## 3 基本目標と分野別施策

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標と9つの分野別施策を設定します。

### 【基本目標】

#### 基本目標1 自立した地域生活の支援

分野1：障がい福祉サービスの整備・充実

分野2：保健・医療との連携強化

分野3：相談支援体制の強化

#### 基本目標2 社会参加の促進

分野4：療育・保育・教育の充実

分野5：雇用・就労の推進

分野6：文化芸術・スポーツ活動等の推進

#### 基本目標3 共生社会の実現

分野7：人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

分野8：安心・安全に暮らせる生活環境の整備

分野9：地域福祉の推進

# 第4章 障がい者施策の展開

## 基本目標1 自立した地域生活の支援

### 分野1：障がい福祉サービスの整備・充実

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備・充実を図るとともに、人材の確保・育成に向けた取り組みを推進します。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
訪問系サービスの充実	障がいのある人の居宅生活を支えることができるよう、引き続きニーズに対応できる体制整備を図ります。
日中活動系サービスの充実	一人ひとりの障がいの状況に応じた日中活動の場を十分に保障できるよう、サービス提供事業者との連携の下、活動の場の確保を図ります。
居住系サービス・短期入所の充実	人材確保、夜間体制の見直し、サービス提供事業者への働きかけ等を通じて、サービス提供基盤の強化を図ります。親亡き後への不安を解消し、地域生活の基盤を確保する上で重要なサービスであり、重点的に整備を推進します。
精神科病院入院患者や施設入所者等の地域生活への移行の促進	福祉・保健・医療の関係機関が連携し、福祉サービス等の支援を受けながら地域で生活し続けられる支援体制を整備します。 また、精神科病院入院患者や施設入所者等に対する家族や地域住民の理解促進に取り組み、地域生活への移行の促進を図ります。
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の生活を地域全体で支えるため、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実を図ります。
日常生活・社会生活の支援	障がいのある人の日常生活・社会生活の総合的な支援として、外出・通学の支援、意思疎通の支援、日中活動の支援、日常生活用具・補装具の支援等を実施し、社会的障壁の除去・軽減を図ります。

施策・事業	取り組みの方向性
<p>施策の谷間となっている分野への支援</p>	<p>発達障がい、高次脳機能障がい、難病等について、理解促進や制度の周知に取り組むとともに、サービス利用の増加に備える体制整備に努めます。</p> <p>また、医療的ケアを必要とする障がいのある人のサービス利用を保障するため、サービス提供事業者へ医療的ケアに関する研修、啓発を行い、対応可能な事業所の増加を図ります。併せて、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な人への支援体制の整備を図ります。</p> <p>さらに、精神障がいのある人と身体・知的障がいのある人とで公共交通機関等における割引や移動費助成に差が生じていること等から、障がい種別等によって各支援に隔たりが生じないように、国や府への要望を行います。</p>
<p>年金・手当制度の周知</p>	<p>障害基礎年金、特別障がい者手当、交野市心身障がい者（児）介護手当、特別児童扶養手当等、障がいのある人の生活を支援する各種の年金・手当等について、制度の周知を進めます。</p>
<p>サービス提供事業者の支援と人材確保</p>	<p>障がい福祉サービス基盤の充実強化に向け、サービス提供事業者が、質の高い安定した事業を継続できるよう働きかけるとともに、人材の養成・確保を支援します。</p>
<p>障がい児を対象とした福祉サービスの充実</p>	<p>障がいのある子どもを対象とする福祉サービスについて、その周知を図るとともに、ニーズの増加に対応できる体制整備に努めます。</p>
<p>ライフステージに応じた切れ目のない支援</p>	<p>福祉・保健・医療・保育・教育・雇用等と連携した支援体制の構築を図ります。</p>

## 分野2：保健・医療との連携強化

医療機関等と連携し、障がいや疾病のある人が適切な医療や支援を受けることができる体制づくりを進めます。また、障がい・疾病の早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
年代に応じた保健・医療サービスの充実	乳幼児期における健康や発達の状態の把握から、障がい・疾病の早期発見・早期支援体制の充実を図るとともに、成長段階や各年代に応じた各種健診や相談支援に取り組みます。
疾病の予防と早期発見	各種健（検）診事業の実施を通じて、障がいの原因となる生活習慣病等疾病の予防及び早期発見を図ります。 また、「交野市健康増進計画・食育推進計画（第2期）」や「交野市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣病予防、地域ぐるみでの健康づくりや介護予防に取り組みます。
医療との連携強化による地域の医療体制の充実	障がいのある人が住み慣れた場所で安心して医療を受けられるよう、医療関係者に対して障がいへの理解促進を図ります。
自立支援医療制度の周知	自立支援医療制度の周知・利用促進を図り、心身の障がいを軽減するための医療費の自己負担額の軽減を図ります。

### 分野3：相談支援体制の強化

障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実や自殺対策の観点も踏まえた相談支援の実施、当事者が入手しやすい情報提供の充実を図ります。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
相談支援事業の充実	障がいのある人またはその家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、福祉資源の活用支援、社会生活力向上の支援、ピアカウンセリングの実施、権利擁護のための援助、専門機関の紹介等、必要な情報の提供や助言を行います。 また、関係部局や関係機関との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備や相談窓口の周知を図ります。
基幹相談支援センターの整備	相談支援のワンストップ窓口である基幹相談支援センターの整備を進め、障がいのある人（子ども）のライフステージを通じた総合的、専門的な相談支援体制の構築・強化を図ります。
相談支援の質の向上及び人員の確保	相談支援事業所連絡会や障がい者自立支援協議会において、事例検討や研修会を実施するとともに、大阪府の開催する研修への参加等の自己研さんを促し、相談支援専門員の質の向上、人員の確保、ネットワークの構築・拡充を図ります。
地域生活への移行・定着の支援	地域生活への移行と定着に伴うさまざまな課題に直面する当事者に対し、入所・入院時からの相談、緊急時の訪問、見守り等の支援を行い、自立した生活の確立につなげます。 また、自己決定に基づく地域生活を支援する体制の充実を図り、地域生活への移行の拡大に努めます。
制度及びサービス内容の周知と普及	障がいのある人が利用可能な制度やサービスについて、障がい福祉情報冊子『交野市にこここ支援ねっど』等を活用し、さらなる周知と普及を図ります。
情報提供体制の充実	障がいの状況に合わせて、当事者が入手しやすい形での情報提供を図ります。 また、相談窓口における担当者の知識と対応力の向上を図るとともに、部局間、サービス提供事業者、医療機関、当事者団体等と連携し、ニーズに即した適切な情報提供を図ります。

## 基本目標 2 社会参加の促進

### 分野 4 : 療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもや支援を必要とする子どもが、地域で健やかに成長できるような各種支援の充実や、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育体制の構築を図ります。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
子育て支援の充実	<p>子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援体制の充実や、地域の福祉・保健・医療の関係機関との連絡調整・連携強化を図ります。</p> <p>また、身近な相談場所として中学校区ごとに開設している地域子育て支援拠点では、相談内容に応じて関係機関へつなげるような相談支援体制の充実を図ります。</p>
就学前の障がい児保育・教育の充実	<p>関係機関と連携を密にして、一人ひとりの発達や状況に応じた適切な保育・教育を実施するとともに、職員の資質の向上と障がい児保育・教育についての理解の促進を図ります。</p> <p>また、交野市立児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）における障がいのある子どもを対象とした指導・訓練・体験活動等について、引き続き充実を図ります。</p>
児童・生徒と保護者の自己決定の尊重	<p>義務教育段階における教育の場や進路の選択において、児童・生徒本人と家族の意向を最大限尊重することができるよう、地域の学校における受け入れ体制の整備・充実を図るとともに、支援学級・支援学校の見学会や就学相談を実施します。</p> <p>また、障がいに応じた適切な支援を行えるよう、教職員の研修、専門家や関係機関との連携、教育内容・教育環境の改善を図ります。</p>

施策・事業	取り組みの方向性
「ともに学び、ともに育つ」教育システムの構築	支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備等を実施し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが同じ場で学ぶことで、一人ひとりを尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切に育てる態度を育む教育システムの構築を目指します。
支援教育の実施	交野市支援教育リーディングチームや支援学校の地域支援リーディングスタッフによる巡回相談の実施等により、各校における支援教育の充実を図ります。また、支援学校・支援学級・通常学級間の生徒・教員同士の交流や共同学習、地域の人々との交流や職場体験等を通じ、共生社会の実現に向けた素地をつくる活動を推進します。
教育相談体制の整備	保護者や教育に携わる教職員に対して、継続的な教育相談や支援を行っていくため、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関との連携の強化に努め、相談体制の充実を図ります。 また、乳幼児期からの育ちを就学先等の関係機関と情報共有し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
療育体制の充実	障がいのある子どもや発育・発達に何らかの課題のある子どもとその保護者への支援について、乳幼児健診、療育機関、認定こども園等の連携強化を図り、就学前から就学、卒業後までの一貫した支援体制の構築に努めます。
放課後の障がい児の活動の場の充実	放課後等デイサービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童会）において、ニーズの増加に対応できる体制整備を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。併せて、教育機関等と連携し、障がいのある子どもの放課後の活動の場の確保に努めます。
障がい児の余暇活動等への支援	休日や長期休業中における障がいのある子どもの余暇活動の充実を図ります。

## 分野5：雇用・就労の推進

ハローワーク等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況・希望に応じた雇用・就労を促進するとともに、サービス提供事業者に対して、障がいに関する理解促進や合理的配慮の提供に関する周知の徹底を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
障がい者雇用の促進	障がいのある人の法定雇用率の達成に向けて、事業者に対する啓発の強化に努めます。 また、民間事業者における不当な差別的取扱いの禁止と、努力義務である合理的配慮の不提供の禁止について、事業者に対する周知を徹底し、障がい者雇用の増加と職場環境の改善を図ります。併せて、就労定着支援事業所等と連携し、障がいのある人の就労定着に向けたサポート・支援を行います。
就労の場の拡充・推進	ハローワーク、商工会議所等と連携し、障がいのある人の雇用が可能な職種・業務の掘り起こしや、障がい者就業実習先の拡充に努めます。
福祉的就労の充実	一般就労の困難な障がいのある人に対し、障がい福祉サービスによる就労の場の提供を行うとともに、工賃向上への取り組みを支援します。
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設における就労から、一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所と連携し、就労支援体制の強化に努めます。
公務部門における障がい者雇用	市役所等の公務部門における障がい者雇用について、「障がい者活躍推進計画」に基づき、雇用を促進するとともに、障がい特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。
障がい者就労施設等からの物品等の調達	「交野市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品調達の拡大を図ります。

## 分野6：文化芸術・スポーツ活動等の推進

障がいの有無にかかわらず、文化芸術・スポーツ活動や余暇活動に取り組むことができ、地域等と多様な交流ができる環境の整備を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
文化芸術活動の充実	障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことができるよう、活動・展示機会等の提供を図るとともに、文化芸術の鑑賞・体験等の機会提供や視覚障がいのある人への読書環境の整備に努めます。
スポーツ・レクリエーション活動の充実	障がいのある人のスポーツの推進等をはじめ、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツ・ニュースポーツ、レクリエーション活動の充実を図ります。
地域における交流・啓発活動の促進	障がいのある人が希望する社会活動や行事等に気軽に参加できるような体制の整備や、近隣、地域住民との交流の促進を図り、共生社会の実現に向けた市民意識の向上と環境整備に努めます。 また、障がいのある人に対して、地域交流の機会に関する情報提供を行うとともに、各種催し物に手話通訳者や要約筆記者を派遣するなど、障がいのある人が参加できる機会の確保に努めます。
自主事業活動の支援	地域における交流促進のために、当事者団体等が主体となって実施する行事等の開催を支援します。
生涯学習事業の推進	障がいのある人が自ら適切な学習機会を選択し、主体的に学習を進めることができるよう、情報提供や相談体制を整備するとともに、生涯学習関連施設等における合理的な配慮の促進を図ります。

## 基本目標3 共生社会の実現

### 分野7：人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

障がいのある人の権利擁護のための制度の普及や虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、共生社会の実現に向けて、障がいへの理解促進、合理的配慮の提供等に関する啓発・支援を行います。

#### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
権利擁護の推進と虐待の防止	「障害者虐待防止法」の規定に基づき、障がい者虐待防止センター（障がい福祉課内）において、虐待への対応やその防止のための措置を実施します。
成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の周知を一層進めるとともに、制度の利用促進を図ります。
権利擁護・虐待防止ネットワークの構築	障がい者自立支援協議会の専門部会である権利擁護・虐待防止ネットワーク部会において、虐待防止についての啓発、虐待の未然防止と早期発見・対応のための勉強会等の開催、関係機関とのネットワーク構築に向けた活動を行います。
共生社会の実現に向けた環境醸成	「障害者基本法」に定める基本原則（地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調）についての市民理解の促進や、障がい理解の促進、偏見の解消等について、啓発活動や地域交流に取り組み、共生社会づくりに向けた環境醸成を図ります。
『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例の周知・啓発	『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例の周知・啓発を通じて、市民に手話が言語であることの認識を広げていきます。また、手話を必要とする人が生活しやすい環境の整備を図ります。
自発的活動の支援	障がいのある人の支援や権利擁護に関して、障がいのある人やその家族、地域住民等による、地域における自発的な取り組みを支援することで、共生社会の実現に向けた環境醸成を図ります。

施策・事業	取り組みの方向性
<p>人権尊重の視点に立った福祉教育の推進</p>	<p>特に福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関の職員や市民を対象に、障がいのある人の権利や共生社会の理念、障がいへの理解促進等について、研修・啓発事業を実施します。</p> <p>また、障がいに対する理解を深めることができるよう、小・中学校における福祉教育の推進を図ります。</p>
<p>行政手続き等における合理的配慮の提供</p>	<p>障がいを理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を追求します。選挙における配慮や公共施設の利用申し込みにおける配慮、活字文書読み上げ装置の設置、文字情報の音声化等、障がい特性に応じた手続きや情報利用が可能となるような取り組みを引き続き推進します。</p> <p>また、『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境整備に努めます。</p>
<p>市職員に対する研修の実施</p>	<p>行政サービスの実行者である市職員に対して、障がいに対する理解や合理的配慮の考え方、業務における具体的な手段等について、より高い知見を持って業務に取り組めるよう、研修を実施します。</p>

## 分野8：安心・安全に暮らせる生活環境の整備

地域での自立した生活、安心して暮らしていける環境づくりに向けて、住環境の整備、移動手段の確保、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みの推進、災害対策・防災対策等の推進を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
住環境の整備	<p>住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者住宅改造助成事業を実施するとともに、耐震化を対象とした住宅改修の補助を行います。</p> <p>また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人を含む住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給、グループホーム等の整備を促進します。</p>
外出・移動の支援	<p>外出・移動に支援が必要な人に対し、既存の公共交通機関とともに、ドアツードアの個別移動手段を活用した個別の外出・移動支援策を実施します。併せて、外出促進のため、地域での共助の取り組みに対する支援に努めます。</p> <p>また、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な事業の実施に努めます。</p> <p>要介護認定者や身体障がいのある人等を対象とした福祉有償運送事業については、運転ボランティアの養成等を図りながら、引き続き事業を実施します。</p>
公共施設のバリアフリー化	<p>既存の公共施設・道路・公園等で、バリアフリー化に対応できていないものについては、今後、維持補修等に合わせて、バリアフリー化に配慮した取り組みを推進します。</p>
情報活用のバリアフリー化	<p>障がいに応じた情報提供や情報活用の支援に取り組むことで、障がいに起因する情報へのアクセスの格差を解消し、情報活用のバリアフリー化の促進、アクセシビリティの向上を図ります。</p>

施策・事業	取り組みの方向性
災害対策の推進	「交野市避難行動要支援者支援事業」(愛称:おりひめ支え愛プロジェクト)に基づき、情報伝達や地域ごとの支援の体制整備を進めるとともに、事業の普及・啓発に努め、支援を必要とする障がいのある人の支援体制の充実・強化を図ります。 また、地域における避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みが進むよう、支援を行います。
防犯対策の推進	地域社会において、安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、地域の見守り体制の整備を進め、障がいのある人の生活の実態に応じた防犯の取り組みを進めます。

## 分野9：地域福祉の推進

障がいのある人が安心して生活できる地域社会の構築を目指し、関係機関等と連携した福祉の担い手の育成や地域のネットワークづくりを進め、地域福祉の推進を図ります。

### ▶ 施策の方向性

施策・事業	取り組みの方向性
障がい者自立支援協議会の活性化	障がい者自立支援協議会の活動を支援し、関係機関・組織のネットワーク化、顔の見える関係づくり、障がい者支援における課題の共有を促進し、支援の充実を図ります。 また、個別の事例における課題の抽出・整理から、地域課題の明確化を図り、相談支援の充実や、施策の見直しにつなげます。
福祉の担い手の育成	新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページ等において提供します。小学生を対象としたボランティア啓発、福祉施設でのボランティア体験等の取り組みを通じ、地域で福祉の担い手となる人の育成を図ります。
住民主体の地域福祉活動ネットワークづくり	コミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域住民や地域福祉に関わるさまざまな団体の連携強化を図り、地域課題の把握とその解決に向けた取り組みの基盤づくりに努めます。

# 第5章 計画の推進体制

## 1 連携・協力体制の確保

障がい者関連施策は、福祉・保健・医療・教育・雇用等、広範な分野にわたっています。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、障がい福祉課を中心とした庁内部局間の連携はもとより、大阪府、サービス提供事業者、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関等との協力体制を確保します。

また、交野市障がい者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図り、計画の着実な推進に努めます。

## 2 地域福祉に関わる関係団体等との連携

社会福祉協議会の活動を核としながら、民生委員児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、ボランティアや自治会等、地域福祉の関係機関との一層の連携を図り、地域福祉推進に向けた体制を整備します。

また、障がい者（児）団体との連携により、障がいのある人やその家族等の経験・視点・専門性の施策への反映と活用を図ります。

## 3 サービス提供体制の整備

障がいのある人の多様なニーズに応じて的確にサービスを提供し、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるシステムの構築を図ります。事業の確実な実施のために必要となる専門職等の力量向上や、人材の確保のため、社会福祉法人やサービス提供事業者、市民、障がい者（児）団体等の協力を得ながら、サービス提供体制の整備を図ります。

## 4 計画の評価・管理

本計画の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、定期的に「交野市障がい者（児）生活支援推進審議会」における評価・点検を行います。また、障がい者自立支援協議会や障がい者（児）団体との意見交換等を通じて、計画の実施状況について検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

また、社会情勢の変化等により本計画に変更の必要性が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

## 1 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日

条例第 5 号

（設置）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市障がい者(児)生活支援推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者基本法(昭和 45 年法律 84 号)第 11 条第 3 号の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定に基づく障害児福祉計画の策定と進捗に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、障がい者(児)施策にかかる総合的調整及び事業推進について意見交換を行う。

(平成 29 条例 23・一部改正)

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保健、福祉又は医療の関係団体等の推薦する者
- (2) 教育、就労、福祉又は保健の関係機関等の推薦する者
- (3) 一般市民等
- (4) 学識経験を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（守秘義務）

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 交野市障がい者（児）生活支援推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属団体	氏名	備考
交野市医師会	◎寶田 勝憲	
交野市歯科医師会	松野 大地	
北河内薬剤師会	羽尻 昌功	(~R2年6月)
	岩本 昌英	(R2年7月~)
交野市健やか部	川村 明	(~R2年6月)
	島田 国久	(R2年7月~)
交野市社会福祉協議会	青山 勉	
交野市民生委員児童委員協議会	前内 安一	(~R2年6月)
	梶 健治	(R2年7月~)
交野市身体障がい者福祉会	高田 司	(~R2年6月)
	雲川 博之	(R2年7月~)
交野市障害児（者）親の会	須井 保蔵	(~R2年6月)
	下村 隆司	(R2年7月~)
交野市聴力障害者協会	加根田 勝	
交野市視覚障害者福祉会	林 美智栄	
交野市精神障害者家族会	雲川 雅美	
大阪府四條畷保健所	狭間 礼子	
学識経験者	小寺 鐵也	
ワークハウスやわらぎ	中 夏彦	
交野自立センター	○八尾 康典	
ミルキーウェイ	平田 智美	
ハートフルステーションいわふね	川口 加代子	
障害者相談支援センター「かたの」	仲 佳子	
障がい児（者）相談支援センター「てらサポ」	天野 法	(~R2年6月)
	阿部 行男	(R2年7月~)
地域活動支援センター「みのり」	竹之中 裕子	
交野市ボランティアグループ連絡会	川下 武士	(~R2年6月)
	菊田 広子	(R2年7月~)
交野支援学校	蟻田 美智代	(~R2年6月)
	森野 友輔	(R2年7月~)
交野市教育委員会	坂本 愛	(~R2年6月)
	仁志 智加	(R2年7月~)
交野市立機能支援センター	中井 栄子	(~R2年6月)
	菅 和美	(R2年7月~)
支援センターさくら（北河内東障害者就業・生活支援センター）	北口 信二	
公募委員	桑山 雄次	
公募委員	梅本 雅明	

※◎：会長、○：副会長

### 3 計画策定経過

年 月 日	内 容
令和元年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和元年度第2回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会</li> <li>・児童発達支援センターの設置について</li> <li>・「第4次障がい者（児）福祉長期計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」におけるアンケート調査について</li> <li>・平成30年度障がい者自立支援協議会活動報告について</li> <li>・児童発達支援の利用者負担無償化について</li> </ul>
令和元年12月～ 令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業所・グループホームへのアンケート調査の実施</li> <li>・配布数（うち、有効回収数）…事業所調査：58件（31件） グループホーム調査：6件（5件）</li> </ul>
令和2年1月27日～ 2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民アンケート調査の実施</li> <li>・配布数（うち、有効回収数）…18歳以上：1,500件（737件） 18歳未満：300件（109件）</li> </ul>
令和2年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ワークショップの実施</li> <li>・「理想の“かたの”」について話し合うワークショップを実施</li> </ul>
令和2年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年度第1回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会</li> <li>・令和元年度障がい福祉施策の実績報告について</li> <li>・「第4次障がい者（児）福祉長期計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」について</li> </ul>
令和2年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係団体等ヒアリング調査の実施</li> <li>・調査団体数：22団体</li> </ul>
令和2年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年度第2回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会</li> <li>・「第4次障がい者（児）福祉長期計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」策定スケジュール（案）について</li> <li>・第4次障がい者（児）福祉長期計画（素案）について</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画骨子（案）について</li> </ul>
令和2年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年度第3回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会</li> <li>・第4次障がい者（児）福祉長期計画（素案）について</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について</li> </ul>
令和2年12月14日 （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年度第4回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会</li> <li>・第4次障がい者（児）福祉長期計画（素案）について</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（素案）について</li> </ul>
令和2年12月25日～ 令和3年1月31日	パブリックコメントの実施
令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和2年度第5回交野市障がい者（児）生活支援推進審議会</li> <li>・パブリックコメントの手続き結果について</li> <li>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）について</li> <li>・第4次障がい者（児）福祉長期計画（案）について</li> </ul>

## 4 用語解説

### 【あ行】

---

#### ◎意思疎通

「障害者権利条約」第2条において、意思疎通とは、「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)」と定義されている。「障害者基本法」第3条においては「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

#### ◎一般就労

事業所(企業や官公庁)との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の下で賃金の支払を受ける就労形態をいう。

#### ◎医療的ケア

家族等が日常的に行っている経管栄養やたんの吸引等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別される。

#### ◎インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化すること、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域社会において無償の初等教育及び中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を確保することとされている。

## 【か行】

---

### ◎基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務や相談支援事業所への指導・助言、権利擁護事業等の各種業務を行う。

### ◎高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい(記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等)全般を指す言葉。

### ◎合理的配慮

障がいのある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

## 【さ行】

---

### ◎サービス提供事業者

指定機関(都道府県・市町村)から指定を受け、障がい福祉サービス事業を提供する民間の事業者。

### ◎差別

「障がいに基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するもの。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

### ◎肢体不自由

上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障がいを持つ人の総称。

## ◎障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

## ◎成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由により、判断能力が不十分な人に対して、財産管理や契約行為等において不利益が生じないように、家庭裁判所で選任された「成年後見人」が生活面・法律面で保護や支援を行う制度。

## 【た行】

---

### ◎地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことであり、地域の実情に応じて整備を行う。地域生活支援拠点等の機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを基本とする。

## 【な行】

---

### ◎難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

### ◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的、精神的、経済的、文化的、社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

## 【は行】

---

### ◎発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

### ◎バリアフリー

高齢者や障がいのある人の歩行、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁(バリア)を取り除く(フリー)こと。

### ◎福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

### ◎法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、民間企業等に義務付けられている、雇用者全体に占める障がいのある人の比率。平成30年4月以降、国、地方公共団体等は2.5%、民間企業は2.2%とされており、令和3年4月までにさらに0.1%の引き上げとなる。

## 【ま行】

---

### ◎民生委員児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者で、市町村・府の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活状態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③援助を必要とする者への福祉サービスの利用に必要な情報提供、④社会福祉施設への連絡と協力、⑤行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

## 【や行】

---

### ◎ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように都市や生活環境をデザインすること。

### ◎要約筆記

難聴者、中途失聴者等に、会議、授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記して意思疎通を図るもの。

---

## 交野市第4次障がい者(児)福祉長期計画

発行年月:令和3年3月

発行:交野市

編集:交野市福祉部障がい福祉課

〒576-0034

交野市天野が原町5-5-1

交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)内

TEL:072-893-6400 FAX:072-895-6065

メールアドレス:hukusi@city.katano.osaka.jp

---